

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

○秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第15号）…………… 3

規 則

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第26号）…………… 3

教 委 規 則

○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第11号）…………… 4

○秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則（第12号）…………… 4

○秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則（第13号）…………… 5

○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第14号）…………… 5

公 平 委 規 則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 5

訓 令

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第7号）…………… 5

○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第8号）…………… 6

議 会 訓 令

○秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第2号）…………… 8

教 委 訓 令

○秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（第3号）…………… 8

告 示

○秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について（第85号）…………… 8

○出納員等への委任等について（第87号）…………… 8

○秋田市保健所取扱い手数料の徴収、収納業務の委託について（第88号）……………32

○犬の登録手数料の徴収業務の委託について（第89号）……………32

○狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務の委託について（第90号）……………32

○秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第91号）……………32

○市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収、収納業務の委任について（第92号）……………33

○秋田市河辺地域活動センター施設使用料等徴収業務の委託について（第93号）……………33

○チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務の委託について（第94号）……………33

○一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について（第95号）……………33

○市道路線の供用開始について（第96号）……………33

○市道路線の区域変更および供用開始について（第97号）……………33

○市道路線の区域変更および供用開始について（第98号）……………34

○秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料徴収業務の委託について（第99号）……………34

○秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務の委託について（第100号）……………34

○秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務の委託について（第101号）……………34

○秋田市雄和地域活動センター施設使用料等徴収業務の委託について（第102号）……………34

○秋田市史の販売および販売に係る収入金の収納事務の委託について（第103号）……………34

○平成21年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について（第104号）……………35

○指定自立支援医療機関の変更について（第105号）……………35

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第106号）……………35

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第107号）……………35

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第108号）……………35

○国民健康保険税仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達について（第109号）……………36

○放置自転車等の撤去および保管について（第110号）……………36

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第111号）……………36

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第112号）……………36

○平成21年度の地籍調査事業の実施について（第113号）……………36

○納税通知書の公示送達について（第114号）……………37

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第115号）……………37

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第116号）……………37

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第117号）……………37

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第118号）……………37

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第119号）……………38

○市道路線の区域変更および供用開始について（第120号）……………38

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第121号）……………38

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第122号）……………38

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第123号）……………38

- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第124号）……………39
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第125号）……………39
- 放置自転車等の撤去および保管について（第126号）……………39
- 市道路線の区域変更について（第127号）……………39
- 市道路線の供用開始について（第128号）……………40
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第129号）……………40
- 生活保護法による介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定等について（第130号）……………40
- 生活保護法による医療扶助および医療支援給付のための医療機関の指定等について（第131号）……………40
- 生活保護法による医療扶助および医療支援給付のための施術者の指定について（第132号）……………41

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第7号）……………41
- 教育委員会臨時会の招集について（第8号）……………41

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第36号）……………41
- 平成21年4月4日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第37号）…41
- 平成21年4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第38号）……………41
- 平成21年4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所について（第39号）……………42
- 平成21年4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第40号）……………42
- 平成21年4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第41号）……………42
- 平成21年4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第42号）……………45
- 平成21年4月12日執行予定の秋田市長選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第43号）……………46
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第44号）……………46
- 平成21年4月12日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における開票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第45号）……………46
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について（第46号）……………46
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第47号）……………46
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における期日前投票所について（第48号）……………46
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第49号）……………47
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における期日前投票管理

- 者およびその職務を代理すべき者について（第50号）……………47
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における開票事務について（第51号）……………49
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙の選挙会の場所および日時について（第52号）……………49
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について（第53号）……………50
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙において当選した者の住所および氏名について（第54号）……………50

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第5号）……………50

上 下 水 道 局 告 示

- 秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第11号）……………50
- 秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第12号）……………50

選 挙 長 告 示

- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所について（第9号）……………50
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第10号）……………50
- 平成21年4月12日執行の秋田市長選挙の候補者の届出について（第11号）……………50

公 告

- 秋田市老人デイサービスセンターの利用料金の承認について……………51
- 都市公園の新設について……………51
- 平成21年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について……………51
- 平成21年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について……………54
- 入札参加希望者の公募について……………55
- 秋田市中心卸売市場水産物部仲卸業者の公募について……………56
- 入札参加希望者の公募について……………56
- 入札参加希望者の公募について……………57
- 公募型指名競争入札の執行について……………59
- 一般競争入札の執行について……………59
- 公募型入札の実施について……………60
- 都市公園の区域の変更について……………61
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の取下げの届出について……………61
- 放置自転車等の撤去および保管について……………61
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について……………61
- 開発行為に関する工事の完了について……………61
- 入札参加資格の申請の受け付けについて……………61
- 入札参加資格の申請の受け付けについて……………63
- 入札参加資格の申請の受け付けについて……………64
- 入札参加希望者の公募について……………66
- 入札参加希望者の公募について……………67

○建築基準法による道路の指定について……………68
 ○農用地利用集積計画の策定について……………68
 ○入札参加希望者の公募について……………68
 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………69

上下水道局公告

○一般競争入札の執行について……………70
 ○入札参加希望者の公募について……………70
 ○入札参加希望者の公募について……………72
 ○一般競争入札の執行について……………72
 ○入札参加希望者の公募について……………73
 ○入札参加希望者の公募について……………75
 ○平成21年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…76
 ○一般競争入札の執行について……………76
 ○入札参加希望者の公募について……………77
 ○一般競争入札の執行について……………78
 ○入札参加希望者の公募について……………79
 ○入札参加希望者の公募について……………80

条 例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 4月 1日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第15号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成16年秋田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則(昭和56年秋田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第12条の2地域振興課の項第3号中「(仮称)」を削り、同項中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同項第20号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第21号とし、同項中第4号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市民サービスセンターと他の部局との調整に関すること。

第29条の2第22号中「(土崎支所に限る。)」を削る。

第29条の5を第29条の6とし、第29条の4を第29条の5とし、第29条の3を第29条の4とし、第29条の2の次に次の1条を加える。

(市民サービスセンターの分掌事務等)

第29条の3 秋田市市民サービスセンター条例(平成20年秋田市条例第38号)の規定による市民サービスセンターは、地域振興部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 印鑑に関すること。
- (4) 外国人登録に関すること。
- (5) 身分に関すること。
- (6) 人口動態調査に関すること。
- (7) 児童手当認定請求書等の受け付けに関すること。
- (8) 自動車臨時運行の許可に関すること。
- (9) 母子健康手帳等および妊婦健康診査受診票の交付に関すること。
- (10) 健康手帳の交付に関すること。
- (11) 死産に関すること。
- (12) 埋火(改)葬許可および斎場の使用許可に関すること。
- (13) 住民の異動によって生ずる就学予定者の入学期日および学校指定書ならびに児童生徒の転入転退学通知書の交付に関すること。
- (14) 所得、固定資産等の証明に関すること。
- (15) 国民健康保険税申告書の受け付けに関すること。
- (16) 住民の異動によって生ずる国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証および福祉医療費受給者証の更正等に関すること。
- (17) 国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪および被保険者証の交付に関すること。
- (18) 国民健康保険および後期高齢者医療の給付に関すること。
- (19) 国民年金に係る申請書の受け付けに関すること。
- (20) 保育所の入退所の申請および保育料の減免申請の受け付け等に関すること。
- (21) 高齢者福祉サービスに係る申請書の受け付け等に関すること。
- (22) 身体障害者および身体障害児の福祉に係る申請書の受け付け等に関すること。
- (23) 知的障害者および知的障害児の福祉に係る申請書の受け付け等に関すること。
- (24) 精神障害者の福祉に係る申請書の受け付け等に関すること。
- (25) 福祉医療費の受給者証の交付等に関すること。
- (26) 生活保護の診療依頼書の交付に関すること。
- (27) 介護保険料に係る申請書等の受け付けに関すること。
- (28) 要介護認定等の申請および介護保険の被保険者証の回収に関すること。
- (29) 介護保険給付に係る申請書の受け付けに関すること。
- (30) 犬の登録、鑑札の再交付等に係る申請書の受け付けに関すること。
- (31) 粗大ごみ用証紙の販売に関すること。
- (32) 市民相談に関すること。
- (33) 住居表示に係る証明書の交付に関すること。
- (34) アメリカシロヒトリの防除機材の貸出し等に関すること。
- (35) 地域の子育て支援に関すること。

- 36) 市の歳入金の収納に関すること。
- 37) 市民サービスセンターに関すること（指定管理者の管理に係る部分を除く。）。
- 38) 市民サービスセンターの予算経理に関すること。
- 39) 自主防災組織の育成および指導に関すること。
- 40) 災害予防および災害応急対策に関する連絡調整に関すること。
- 41) 災害情報および被害情報の収集、報告および提供に関すること。
- 42) 市民相談パトロールに関すること。
- 43) 地域自治活動等への支援および市民自治意識の啓発向上に関すること。
- 44) 勝平地区コミュニティセンター、浜田地区コミュニティセンター、豊岩地区コミュニティセンターおよび下浜地区コミュニティセンターに関すること（西部市民サービスセンターに限る。）。
- 45) 地域の子育て情報の提供に関すること。
- 46) 漂流物の現地確認に関すること。
- 47) 稚魚放流に係る事業の要望等の受け付けに関すること。
- 48) 交通安全施設等の維持管理に関すること。
- 49) 道路、農道、河川、公園等の修繕に関すること。
- 50) 街路樹、公園樹木等の維持管理に関すること。
- 51) 除雪の要望の受け付け等に関すること。
- 52) 空閑地美化の指導に関すること。

2 前項第39号から第52号までに掲げる事務については、秋田市市民サービスセンター条例第2条に規定する市民サービスセンターが、その所管区域に係るものについて処理するものとする。第30条の2中「地域振興部地域振興課」を「第29条の3第1項第44号に規定するコミュニティセンター以外のコミュニティセンターにあっては地域振興部地域振興課に、同号に規定するコミュニティセンターにあっては市民サービスセンター」に改める。

第47条第1項の表中

6	診療部長	病院診療局の部
---	------	---------

を

5の3	市民サービスセンター所長	市民サービスセンター	に改める。
6	診療部長	病院診療局の部	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月7日から施行する。
(秋田市職員安全衛生管理規則の一部改正)
- 2 秋田市職員安全衛生管理規則（昭和63年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「、第5号の2」を「から第5号の3まで」に改める。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

秋田市教委規則第11号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項学事課の項第8号中「学校給食の献立の作成および指導助言ならびに」を削り、同条第1項学校教育課の項中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 学校給食および学校における食育の指導に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

秋田市教委規則第12号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(学校給食の対象校)

第2条 共同調理場等において実施する学校給食の対象校は、次のとおりとする。

共同調理場等	対 象 校
秋田市立外旭川小学校、外旭川中学校共同調理場	外地川小学校および外地川中学校
秋田市立太平小学校、山谷小学校、太平中学校共同調理場	太平小学校、山谷小学校および太平中学校
秋田市立上新城小学校、上新城中学校共同調理場	上新城小学校および上新城中学校
秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場	下北手小学校および下北手中学校
秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場	将軍野中学校および土崎中学校
秋田市立川尻小学校、山王中学校共同調理場	川尻小学校および山王中学校
秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場	城東中学校および桜中学校
秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場	御所野小学校および御所野学院中学校
秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場	勝平小学校および勝平中学校
秋田市立下新城小学校等共同調理場	下新城小学校、金足東小学校、金足西小学校および秋田北中学校
秋田市立河辺学校給食センター	岩見三内小学校、赤平小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校

秋田市立雄和学校給食センター	川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校および雄和中学校
----------------	-----------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4月 1日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

秋田市教委規則第13号

秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則

秋田市立学校授業料減免規則（昭和45年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一に該当し、学業操行ともに優良な」を「いずれかに該当する」に改め、同条第1号および第2号中「、又は」を「又は」に改める。

第3条第2項中「前項」を「、前項」に、「本人の人物ならびに学業成績証明書および調書を添え、」を「その願書に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4月24日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

秋田市教委規則第14号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市民サービスセンターを拠点として行う第18条第1項第1号から第4号までに掲げる事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第27条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定により教育次長が教育長の職務を代行する場合において、教育次長を2人置くときは、主として教育委員会の事務全般を担当する教育次長、主として学校教育に関する事務を担当する教育次長の順序で、その職務を代行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成21年5月7日から施行する。

公平委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4月 7日

秋田市公平委員会

委員長 伊 勢 昌 弘

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

男女共生・次世代育成支援室
室長 副参事

を

男女共生・次世代育成支援室
室長 副参事
定額給付金給付室
室長 参事 副参事

に、

市民サービスセンター
所長 参事

を

駅前サービスセンター
所長 参事

に、

地域センター
寺内地域センター所長 飯島地域センター所長 豊
岩地域センター所長 御野場地域センター所長 上
北手地域センター所長 下北手地域センター所長

を

地域センター
寺内地域センター所長 飯島地域センター所長 御
野場地域センター所長 下北手地域センター所長

に、

保育所
土崎保育所長 泉保育所長

を

保育所
土崎保育所長

に、

秋田市民交流プラザ管理室
プラザ管理室長 理事 参事 副参事

を

秋田市民交流プラザ管理室
プラザ管理室長 参事 副参事

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第37号を第38号とし、第11号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 市民サービスセンター所長 組織規則第47条第1項に規定する市民サービスセンター所長をいう。

第3条第1項の表中

プラザ管理室 長	理事又は副理 事	参事又は副参 事	
-------------	-------------	-------------	--

プラザ管理室 長	理事又は副理 事	参事又は副参 事	
市民サービス センター所長	副理事	参事又は副参 事	

改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域振興部長が不在のときは、第10条に規定する部長共通専決事項のうち主管に属する事項に限り市民サービスセンター所長が、市民サービスセンター所長もともに不在のときは市民サービスセンターの副理事が代決することができる。

第10条の3の次に次の1条を加える。

（市民サービスセンター所長専決事項）

第10条の4 市民サービスセンター所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1件の金額が、200万円未満の補助金の執行伺および支出負担行為書ならびにその支出命令に関すること。
- (2) 自動車臨時運行の許可に関すること。
- (3) 埋火（改）葬許可および斎場の使用許可に関すること。
- (4) 福祉医療費の受給者証の交付等に関すること。
- (5) 市民サービスセンターの管理に関すること。
- (6) 組織規則第29条の3第1項第44号に規定するコミュニティセンターの管理に関すること。
- (7) 課長共通専決事項に関すること。

第11条の3中「第2条第21号から第24号まで」を「第2条第22号から第25号まで」に改める。

第12条中「第2条第25号から第33号まで」を「第2条第26号から第34号まで」に改める。

第12条の2第1号中「課長」を「副理事および課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年5月7日から施行する。ただし、第12条の2の改正規定は、同月1日から施行する。

秋田市訓令第8号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表第5号中

国保年金課長	3
障害福祉課長	1
各支所長	各1
駅東サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各1
各連絡所長	各1

を

国保年金課長	3
障害福祉課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各1
各連絡所長	各1

に

改め、同表第8号中

障害福祉課長	1
--------	---

を

障害福祉課長	1
市民サービスセンター所長	1

に

改め、同表第12号中

市民税課長	1
各支所長	各1
駅東サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各1
各連絡所長	各1

を

市民税課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各1
各連絡所長	各1

に

改め、同表第14号中

市民課長	3
各支所長	各2
駅東サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
各市民センター所長	各1
各連絡所長	各1

を

市民課長	3
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
各市民センター所長	各1
各連絡所長	各1

に

改め、同表第15号中

市民課長	1
各支所長	各1

を

各市民センター所長	各 1
-----------	-----

市民課長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

改め、同表第16号中

市民課長	1
各支所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1
各連絡所長	各 1

市民課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1
各連絡所長	各 1

改め、同表第25号中

市民課長	1
各支所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

市民課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

改め、同表第26号中

市民課長	1
土崎支所長	1
各市民センター所長	各 1

市民課長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

改め、同表第27号中

文書法制課長	2
市民税課長	1
生活総務課長	1
市民課長	2
介護・高齢福祉課長	1
市立秋田総合病院総務課長	1
各支所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
市場管理室長	1

各市民センター所長	各 2
各連絡所長	各 2

文書法制課長	2
市民税課長	1
生活総務課長	1
市民課長	2
介護・高齢福祉課長	1
市立秋田総合病院総務課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
御野場地域センター所長	1
各市民センター所長	各 2
各連絡所長	各 2
市場管理室長	1

改め、同表第29号中

市民課長	1
各支所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1
各連絡所長	各 1

市民課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1
各連絡所長	各 1

改め、同表第30号中

市民課長	1
各支所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

市民課長	1
駅東サービスセンター所長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

改め、同表第31号中

市民課長	1
土崎支所長	1
各市民センター所長	各 1

市民課長	1
土崎支所長	1
市民サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

改める。

附 則

この訓令は、平成21年 5月 7日から施行する。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第 2 号

秋 田 市 議 会 事 務 局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4月22日

秋田市議会議長 加 賀 谷 正 美

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令 1号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「課長補佐」の次に「、副参事」を加え、同条第 3 項中「第 1 項第 3 号」の次に「および第 4 号」を加える。

第 5 条中第 10 項を第 11 項とし、第 6 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 副参事は、上司の命を受けて課の事務に関する調査、企画その他の事務を掌る。

附 則

この訓令は、平成21年 5月 1日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第 3 号

教 育 委 員 会

関 係 各 所

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4月30日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

秋田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会事務決裁規程（平成 3 年秋田市教委訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表課長又は室長の項中「あらかじめ指定する主席主査

および主査」を「主席主査又は主査」に改め、同表館長又は所長の項を次のように改める。

館長又は所長	副館長、副所長、事務長又は参事	副参事	主席主査又は主査
--------	-----------------	-----	----------

第 3 条の表に備考として次のように加える。

備考 第 1 順位者、第 2 順位者又は第 3 順位者について該当する者が複数ある場合は、決裁権者があらかじめ定める順序によるものとする。

第 4 条中「ときは、」の次に「決裁権者の」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年 5月 1日から施行する。

告 示

秋田市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成21年 4月 1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂 2 番地 1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 中 嶋 章

秋田市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年 4月 1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

会計管理者から出納員への委任

委任を受ける出納員	委 任 事 務
中 島 修	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
堀 井 満	入札保証金に関する受領等についての事務。人事課において取り扱う財産売払い収入の収納に関する事務
工 藤 喜根男	寄附金の収納に関する事務
相 場 文 男	入札保証金に関する受領等についての事務
海 野 容 子	定額給付金の出納保管に関する事務
伊 藤 智	コインコピー機に関する費用の徴収についての事務
菅 原 真	寄附金の収納に関する事務
小笠原 利 美	管財課において取り扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭にかかる返還金の収納に関する事務
佐々木 公 秀	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱うつり銭の出納保管に関する事務

高橋 範 慶	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税および国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
佐藤 憲 一	都市再生街区公共基準点謄抄本手数料の収納に関する事務
松木 仁	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務
須田 亨	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石川 真	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
北橋 洋 悦	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
沓澤 正 一	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田口 光 宏	各コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。西部市民サービスセンター使用料の徴収に関する事務
加賀屋 重 彦	寺内地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。寺内地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
筒井 弘	将軍野地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。将軍野地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
二木 文 隆	太平地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
佐藤 徳 司	外旭川地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
畠山 秋 雄	飯島地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。飯島地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
畠 也志史	上新城地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
渡辺 和 文	御野場地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。南地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
前田 喜久男	上北手地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話利用収入の収納に関する事務
村井 敏 彦	下北手地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
永田 博	金足地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
佐々木 聡	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐藤 修	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務
工藤 松 雄	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石塚 稔	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料およびその他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石黒 和 雄	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
京 極 進	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

佐々木 吉 丸	災害援護資金貸付金元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
新 田 行 平	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額医療費の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務。各保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
小 松 茂 美	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
畠 山 隆	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
古 木 恵美子	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
高 橋 朝 夫	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務
須 藤 智 明	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料等およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
桑 村 吉 明	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
内 藤 克 幸	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
佐 藤 徳 次	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、えさやり体験収入、寄附金の収納に関する事務
佐 賀 定	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
長谷部 正直	秋田市中央卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
今 野 郁 夫	建設総務課において取り扱う諸証明手数料、使用料および寄附金の収納に関する事務。市道証明手数料の収納に関する事務。道路占用料および東西歩道橋広告板使用料の収納に関する事務
福 井 宗 親	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金および土地売払収入の徴収に関する事務
佐々木 淳 一	都市計画図等売払収入に関する事務。開発許可等申請手数料の収納に関する事務。屋外広告物申請手数料の収納に関する事務
小 玉 充 郎	建築申請手数料等の収納に関する事務
石 塚 鈴 雄	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務
大 高 三 雄	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園、竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務
佐 藤 肇	市民交流プラザ使用料、複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐 藤 義 敏	有価証券の出納保管に関する事務
辻 永 徹	有価証券の出納保管に関する事務
伊 藤 賢	有価証券の出納保管に関する事務
菅 原 裕 子	有価証券の出納保管に関する事務
門 間 徹	秋田公立美術工芸短期大学の授業料および校地校舎使用料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の授業料および校地校舎使用料の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の入学検定料、入学料および諸証明手数料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の入学検定料および入学金の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の電話利用収入および複写機利用収入の収納に関する事務
三 浦 宏 和	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
古 里 正 昭	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
三 條 正 弘	教育研究所の公衆電話使用料の収納に関する事務
石郷岡 誠 一	河辺農林漁業資料館、佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料および雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
加賀谷 誠	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B&G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
菊 地 輝 子	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。中央公民館の使用料の収納に関する事務

古 木 孝 夫	土崎公民館の使用料、土崎体育館および附属地の使用料の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務。夜間照明設備使用料の収納に関する事務。将軍野高齢者学習センター公衆電話使用料の収納に関する事務
相 原 久 平	西部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
石 塚 嗣 己	東部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
伊 藤 秀 孝	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
杉 山 重 弘	北部公民館の使用料の収納に関する事務
水戸瀬 保 夫	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびにつり銭の出納保管に関する事務
工 藤 淳	河辺公民館において取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
鈴木 力 雄	雄和公民館において取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
渋谷 義 博	中央図書館明德館の公衆電話使用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
鎌 田 照 平	土崎図書館の公衆電話利用収入および光熱水費等利用収入の収納に関する事務
渋谷 義 博	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
畠 山 茂	美術館観覧料、図録頒布収入等の出納、保管に関する事務
木 村 裕	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
和 賀 芳 宏	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料およびつり銭の出納保管に関する事務
佐々木 秀 則	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
高 橋 明 道	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務

出納員から現金取扱員への再委任

委任する出納員	委任を受ける現金取扱員	委 任 事 務
中 島 修	菅 原 忠	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務
中 島 修	三 浦 まゆみ	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
中 島 修	安 藤 功 毅	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
中 島 修	渡 部 裕	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務および情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務
中 島 修	大 塚 哲 平	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務
中 島 修	岡 村 時 雄	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務
中 島 修	佐々木 義 治	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務
工 藤 喜根男	松 橋 良 子	寄附金の収納に関する事務
工 藤 喜根男	田 森 智 明	寄附金の収納に関する事務
海 野 容 子	堀 井 俊	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	佐 藤 涉	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	鈴 木 裕 之	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	佐 藤 司	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	武 田 文 人	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	佐 藤 英 臣	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	戸 堀 敏 孝	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	稲 川 興	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	佐 藤 智 喜	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	福 田 力 也	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	金 野 亨	定額給付金の出納保管に関する事務
海 野 容 子	藤 田 純 貴	定額給付金の出納保管に関する事務
菅 原 真	小 林 真	寄附金の収納に関する事務
菅 原 真	賀 陽 宏 子	寄附金の収納に関する事務

高橋 範 慶	金子 歌 子	松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務
松木 仁	高山 和 治	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務
松木 仁	吉田 伸 宏	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務
松木 仁	菅生 健 一	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務
松木 仁	平川 文 晴	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務
松木 仁	加藤 隆 一	斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務
松木 仁	保坂 誠 次	斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務
石川 真	加藤 芳 夫	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	服部 芳 久	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	鈴木 光	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	菅原文子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	佐々木 一	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	船川 琢 也	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
石川 真	金子 淑 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務

北橋洋悦	伊藤達矢	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
北橋洋悦	齋藤ひかる	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
北橋洋悦	安杖悟	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
北橋洋悦	桜庭勇人	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
北橋洋悦	菅原篤子	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
北橋洋悦	佐々木修宏	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
北橋洋悦	小玉翼	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
北橋洋悦	斎藤浩芳	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
北橋洋悦	加藤幸人	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
沓澤正一	佐藤淳	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
沓澤正一	堀野恵美子	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
沓澤正一	佐々木泰子	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
沓澤正一	豊島明美	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
沓澤正一	北嶋英樹	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
沓澤正一	蓮沼勉	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
沓澤正一	鹿渡谷綾子	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
沓澤正一	松橋美穂	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
沓澤正一	伊藤桂子	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
沓澤正一	八木橋久美子	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木聡	加賀谷睦知	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木聡	旭茂喬	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

佐々木 聡	宇野 京子	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	佐藤 博子	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	石川 よう子	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	浅利 朋子	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	船木 透	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	菊池 久美子	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	伊藤 由子	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	大高 大亮	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	佐々木 淳也	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	船木 葉子	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	佐藤 晴美	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	三浦 悠	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	宇野 富士雄	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。手数料、その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務
佐々木 聡	帆 莉 博	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	奈良 正樹	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	中川 豊	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	加成正 臣	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐々木 聡	棚橋 正昭	土崎支所において取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
佐藤 修	佐々木 博	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務

佐藤 修	山本悦子	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	菊地 誠	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	中川 裕行	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	三 崑 り子	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	近野 厚子	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	小岩 淑子	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	高橋 淳子	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	土井 育子	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	佐川 公裕	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	宮田 一男	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	斉藤 功己	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	遠藤 宣典	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	佐藤 光男	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	赤根谷 光昭	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	加賀 敬子	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	遠藤 歩	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	坂口 尚子	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	相原 憲男	浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務
佐藤 修	保坂 ひとみ	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	鈴木 美代子	総務手数料の収納に関する事務
佐藤 修	菊地 純子	総務手数料の収納に関する事務
工藤 松雄	沓澤 五百子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料、その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	佐藤 公紀	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料、その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	仲 鉢 誠	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料、その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	佐藤 明紀子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料、その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	金 次 男	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料および使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	池田 誠	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料および使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	進藤 秀磨	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料および使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	大和 良志	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料および使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	清水 直子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料および使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
工藤 松雄	三浦 裕芽子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料および使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

工藤松雄	大山由紀子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	稲垣和春	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	佐藤瑞子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	佐々木裕香子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	野中智美	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	石塚三和	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	熊谷直正	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	小野寺裕子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	佐藤恵美子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	伊藤秀和	都市計画図等売払収入に関する事務。諸証明手数料の収納に関する事務
工藤松雄	佐々木崇仁	都市計画図等売払収入に関する事務。諸証明手数料の収納に関する事務
工藤松雄	鈴木喜隆	河辺市民センターにおいて取り扱う使用料の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
工藤松雄	榊博光	河辺市民センターにおいて取り扱う使用料の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	佐藤栄保	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	佐川成人	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	佐藤三歩	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	七尾宗弘	公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	黒崎博正	公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	伊藤勉	雄和市民センターにおいて取り扱う税および税に係る各種証明書交付手数料の収納に関する事務。標識弁償金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	佐々木俊樹	雄和市民センターにおいて取り扱う税および税に係る各種証明書交付手数料の収納に関する事務。標識弁償金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	大嶋一洋	雄和市民センターにおいて取り扱う税および税に係る各種証明書交付手数料の収納に関する事務。標識弁償金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	小番貢	雄和市民センターにおいて取り扱う税および税に係る各種証明書交付手数料の収納に関する事務。標識弁償金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	佐々木由紀子	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料およびその他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務
石黒和雄	大宮浩樹	自動車臨時運行許可手数料およびその他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。粗大ごみ収集運搬処理手数料の収納および粗大ごみ用証紙収納保管に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務

石 黒 和 雄	加 藤 信 子	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、電子証明書発行手数料およびその他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	清 水 章 代	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、電子証明書発行手数料およびその他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	小 玉 泰 征	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、自動車臨時運行許可手数料およびその他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。粗大ごみ収集運搬処理手数料の収納および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。つり銭出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	東海林 裕美子	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、自動車臨時運行許可手数料およびその他諸証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。粗大ごみ収集運搬処理手数料の収納および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	名古屋 奈緒子	介護保険料および介護保険料の滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。保育所保護費負担金、延長保育利用収入および一時保育利用収入の収納に関する事務。蓄犬取締手数料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	伊 藤 主	介護保険料および介護保険料の滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。保育所保護費負担金、延長保育利用収入および一時保育利用収入の収納に関する事務。蓄犬取締手数料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	加 藤 ゆみ子	介護保険料および介護保険料の滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。保育所保護費負担金、延長保育利用収入および一時保育利用収入の収納に関する事務。蓄犬取締手数料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	池 田 義 高	農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	加賀谷 富喜子	農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石 黒 和 雄	佐 藤 和 也	都市計画図等売払収入に関する事務。諸証明手数料の収納に関する事務
石 黒 和 雄	加 藤 秀 夫	都市計画図等売払収入に関する事務。諸証明手数料の収納に関する事務
石 黒 和 雄	佐 藤 長 雄	前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務
石 黒 和 雄	鎌 田 藤 夫	前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務
佐々木 吉丸	永 田 智	災害援護資金貸付金元利収入の収納に関する事務
佐々木 吉丸	西 田 幹	老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
新 田 行 平	渡 部 厚 子	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
新 田 行 平	松 橋 寛 則	身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務
新 田 行 平	佐々木 和 寛	心身障害者居室整備資金貸付元利金の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 彰 倫	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	仙北屋 一 紀	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	保 坂 泰 葉	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	吉 田 典 雄	土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	伊 藤 由紀代	川口保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	加賀谷 節 子	川口保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	桑 原 京 子	土崎保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	後 藤 節 子	土崎保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	田 山 恵 子	土崎保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	遠 藤 洋 子	保戸野保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐々木 勢紀子	保戸野保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	伊 東 美樹子	手形第一保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	小 林 晶 子	手形第一保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務

黒 沢 光 伸	筒 井 由起子	川尻保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	菅 原 恵 子	川尻保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	泉 清 子	牛島保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	高 橋 孝 子	牛島保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	津 田 徹	港北保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	森 なみ子	港北保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	石 川 祐 子	泉保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	高 橋 弘 子	泉保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	宮 崎 まち子	泉保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐々木 牧 子	寺内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 圭 子	寺内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	大 塚 孝 子	寺内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	組 谷 節 子	河辺中央保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	豊 島 りり子	河辺中央保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	小野寺 輝 子	岩見三内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 陽 子	岩見三内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	藤 田 静 子	戸島保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	土 田 芳 子	戸島保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	菊 地 久 子	新波保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	横 田 孝 子	新波保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 みき子	川添保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	高 橋 真知子	川添保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	伊 藤 フミ子	雄和中央保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	船 木 伊智子	雄和中央保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	北 島 学	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	佐々木 保	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	吉 田 涉	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	名古屋 晃	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	鎌 田 美 穂	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	進 藤 聡 彦	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	新 野 史 織	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	小 玉 研 一	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 和 人	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	佐 藤 高 司	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	柴 田 蘭	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
黒 沢 光 伸	村 越 鐘 子	保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務
小 松 茂 美	笠 井 いずみ	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不 当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	澤田石 真	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不 当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	堀 慶一郎	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不 当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	鎌 田 裕	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不 当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	坂 口 真 人	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不 当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小 松 茂 美	太 田 竜 彦	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不 当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務

小松茂美	前田智久	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	松浦康樹	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	田口倫子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	長谷川里美	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	木曾智裕	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	佐々木恒英	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	伊藤朋幸	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	保坂はま子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
小松茂美	渡会美智子	老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
小松茂美	滝田綾子	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収入に関する事務
小松茂美	伊藤和子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
高橋朝夫	田近憲一	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務
須藤智明	工藤一権	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料等およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
須藤智明	鎌田潔	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料等およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
須藤智明	佐藤貴之	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料等およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
桑村吉明	大澤義人	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
桑村吉明	藤田芳幸	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
桑村吉明	船木勇一	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
桑村吉明	沼倉廣三	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
佐賀定	沖隆志	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
佐賀定	齋藤正美	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
佐賀定	小野寺晃	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
佐賀定	池田義高	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務
福井宗親	吉田忍	諸証明手数料および入札保証金の収納に関する事務
福井宗親	安藤美穂子	諸証明手数料の収納に関する事務
福井宗親	高橋由美子	諸証明手数料および入札保証金の収納に関する事務
福井宗親	銭谷里美	諸証明手数料の収納に関する事務
福井宗親	布谷康隆	諸証明手数料の収納に関する事務

福井宗親	鈴木裕之	秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金および土地売払収入に関する事務
福井宗親	後藤浩基	秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金および土地売払収入に関する事務
福井宗親	佐藤能之	秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金および土地売払収入に関する事務
石塚鈴雄	石澤盛一	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	伊藤清弥	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	富樫親	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	八柳泰輔	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	守屋直子	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	塚田敏春	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	柳原一彦	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	安田一男	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	船木広喜	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	田口泉市	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
石塚鈴雄	渡部広秋	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
大高三雄	西村雅光	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務
大高三雄	浦山勇人	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務
大高三雄	山本志津	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務
大高三雄	保坂誠毅	千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務
大高三雄	大淵丹十郎	千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務
大高三雄	渡辺卓也	千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務
大高三雄	石塚久志	千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務
大高三雄	鈴木勝義	千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園、へそ公園および竹の花公園における公衆電話使用料の収納に関する事務
三浦宏和	朝倉優子	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
三浦宏和	鈴木清美	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
三浦宏和	酒井志美雄	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
三浦宏和	金久美子	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
三浦宏和	佐々木聡	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
三浦宏和	加賀谷富喜子	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
石郷岡誠一	西谷隆	河辺農林漁業資料館観覧料および雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡誠一	進藤靖	河辺農林漁業資料館観覧料および雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務

石郷岡 誠 一	鈴木 鉄 雄	河辺農林漁業資料館観覧料および雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	加 藤 志美雄	河辺農林漁業資料館観覧料および雄和ふるさとセンター談話室使用料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	佐々木 清 美	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	佐 藤 勝 子	河辺農林漁業資料館観覧料の収納事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	高 橋 朝 子	佐竹史料館の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	古 川 龍	佐竹史料館の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	伊 藤 千 秋	佐竹史料館の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	菅 原 俊 行	佐竹史料館の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	吉 田 知 子	佐竹史料館の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	佐々木 聡	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	遠 藤 勇 司	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	加 藤 金 治	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	高 橋 文 夫	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	嵯 峨 重 一	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	林 英 雄	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務
石郷岡 誠 一	柏 木 優 弥	佐竹史料館の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
石郷岡 誠 一	佐 藤 政 志	佐竹史料館の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
加賀谷 誠	田 口 美喜利	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	金 子 一 典	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	廣 田 らん子	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	伊 藤 史	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	伊 藤 毅	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	嵯 峨 敏 夫	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	池 田 幹 雄	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	川 辺 栄	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	佐 渡 良 二	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	桐 田 静 人	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	渡 辺 学	八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	石 川 憲 惣	八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	後 藤 泰 彦	八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	田 口 捷 悦	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	佐々木 紀 一	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	秋 由 勲	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	伊 吹 正	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務

加賀谷	誠	三 枝 由 夫	光沼アリーナ使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	佐々木 哲 夫	光沼アリーナ使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	富 谷 慶 輔	光沼アリーナ使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	中 田 信 夫	光沼アリーナ使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	野 田 裕 美子	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	木 村 功	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	藤 原 俊 満	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	金 道 雄	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	伊 藤 寿 雄	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	鈴 木 富三夫	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	菅 野 一 吉	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	菅 野 靖 雄	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	熊 谷 忠	スポパークかわべ使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	石 塚 幸 子	スポパークかわべ使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	小 熊 光 弘	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	上 村 政 人	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	堀 洋 子	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	戸 田 洋 子	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	川 辺 久 貴	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	鴨 田 梢	八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	長谷川 秀 樹	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	鎌 田 さつき	八橋運動公園内の施設、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷	誠	渡 辺 長太郎	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B & G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
木 村	裕	田 口 清 昭	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村	裕	中 田 好 彦	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村	裕	高 橋 浩	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村	裕	眞井田 宏 彰	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

木 村 裕	米 澤 幸 子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村 裕	近 藤 久 隆	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村 裕	高 橋 千 秋	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村 裕	最上谷 布美子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村 裕	児 玉 真喜子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村 裕	小 堀 結 子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
木 村 裕	長谷川 真紀子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	中 田 好 彦	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	眞井田 宏 彰	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	進 藤 満 雄	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	保 坂 喜代治	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	古 野 ゆり子	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	長 澤 美智代	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	松 坂 勇	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	鈴 木 昇	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	伊 藤 良 子	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務
田 口 清 昭	三 浦 美保子	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収、収納業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田食品衛生協会
会長 横 谷 貞 二

秋田市告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号
社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文

秋田市告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号
社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文

秋田市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売およ

び観覧券販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理人
秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の住所および氏名

秋田市大町二丁目3番27号
株式会社 秋田大町ニューシター
代表取締役社長 辻 良 之

秋田市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収、収納業務を次の者に委任したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理人
秋田市副市長 飯 塚 明

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番5号
社団法人 秋田市医師会
会長 福 島 幸 隆

2 委任の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間

秋田市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市河辺地域活動センター施設使用料等徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理人
秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の住所および氏名

秋田市東通仲町20番16号
株式会社エイビック
代表取締役 布 施 隆 久

秋田市告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理人
秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港西三丁目9番15号

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	将軍野南27号線	秋田市将軍野南四丁目30番4地先 秋田市将軍野南四丁目10番3地先	108.50	4.5 ~ 5.0
	新	将軍野南27号線	秋田市将軍野南四丁目30番4地先 秋田市将軍野南四丁目10番3地先	108.50	4.6

株式会社インフォメーションプラザ秋田
代表取締役社長 佐 藤 正 敏

秋田市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理人
秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
財団法人秋田市総合振興公社
理事長 佐 藤 英 實

秋田市告示第96号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

秋田市道路管理者
秋田市長職務代理人
秋田市副市長 飯 塚 明

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
1077	新都市 大通線	秋田市御所野堤台一丁目6番1地先 秋田市御所野堤台一丁目6番3地先

2 供用開始の期日

平成21年4月1日

3 縦覧期間

平成21年4月1日から
平成21年4月15日まで

秋田市告示第97号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

秋田市道路管理者
秋田市長職務代理人
秋田市副市長 飯 塚 明

市道	旧	堂ノ前野村 2号線	秋田市外旭川字堂ノ前203番2地先 秋田市外旭川字野村18番2地先	404.60	3.9 ～ 6.9
	新	堂ノ前野村 2号線	秋田市外旭川字堂ノ前203番2地先 秋田市外旭川字野村18番2地先	404.60	4.5 ～ 6.9

2 縦覧期間

平成21年4月1日から

平成21年4月15日まで

秋田市告示第98号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

秋田市道路管理者

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 域	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	天ノ袋2号線	秋田市飯島字前田表156番2地先 秋田市飯島字前田表127番地先	125.0	5.0 ～ 11.0
	新	天ノ袋2号線	秋田市飯島字前田表156番2地先 秋田市飯島字前田表127番地先	132.3	11.0

2 縦覧期間

平成21年4月1日から

平成21年4月15日まで

秋田市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

1 受託者の住所および氏名

秋田市御所野地藏田三丁目1番1号

財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 淡路 孝次

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

受託者の住所および氏名ならびに委託期間

秋田市雄和妙法字糠塚1番地1

株式会社雄和振興公社

代表取締役 伊藤 憲一

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

秋田市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和地域活動センター施設使用料等徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字高屋敷82番地1

東北ビル管財株式会社 秋田営業所

所長 石塚 正喜

秋田市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社

秋田市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

	取締役社長 柳原 良秋
秋田市南通みその町3番50号	成見書店 成見 良一
秋田市牛島東五丁目2番35号	佐藤書店 佐藤 金義
秋田市土崎港中央七丁目6番36号	まるに書店 新納 尹彦
秋田市旭南一丁目6番5号	海青舎代表 三浦 正宏
由利本荘市岩谷町字日渡167番地	株式会社高橋本店 代表取締役 高橋 喜一郎
能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋田 マサ
東京都町田市原町田一丁目10番15号	株式会社有隣堂 町田外商課課長 佐藤 芳孝
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八木 環一
秋田市山王四丁目1番1号	有限会社太田書店 代表取締役 太田 盟子

秋田市告示第104号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、同法第410条第1項の規定によって決定した平成21年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市告示第105号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年4月6日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
(1) 担当する医療の種類：脳神経外科に関する医療

名 称	変更事項 (開設者の名称および氏名)		変 更 年 月 日
	変更前	変更後	
秋田県立脳血管センター	秋田県知事 寺田 典城	地方独立行政法人 秋田県立病院機構 理事長 安井信之	平成21年 4月1日

秋田市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月6日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市広面東町町内会
- 2 認可年月日
平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 藤 井 吉 幸
秋田市広面字樋ノ下18番地1

変更後 品 川 大
秋田市広面字樋ノ下21番地2

- 4 変更年月日
平成21年4月1日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月6日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
寺沢自治会
- 2 認可年月日
平成19年5月10日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所

変更前 加賀屋 勇 二
秋田市雄和芝野新田字寺沢37番地1

変更後 堀 井 廣 睦
秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地

- 4 変更年月日
平成21年3月15日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月7日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
鹿野戸自治会
- 2 認可年月日
平成6年8月31日
- 3 変更があった事項およびその内容

- (1) 代表者の氏名および住所
- 変更前 伊 藤 武 夫
秋田県河辺郡雄和町椿川字長者屋敷48番地
- 変更後 東海林 詔 一
秋田市雄和椿川字袖ノ沢44番地

- (2) 変更年月日
平成17年3月27日
- (3) 変更の理由
役員改選による。
- (4) 区域
- 変更前 河辺郡雄和町椿川字鹿野戸、字小鹿野戸、字袖ノ沢および字長者屋敷の区域
- 変更後 秋田市雄和椿川字鹿野戸、同市雄和椿川字鹿野戸、

同市雄和椿川字小鹿野戸、同市雄和椿川字袖ノ沢
および同市雄和椿川字長者屋敷の区域

- (5) 変更年月日
平成18年3月26日
- (6) 変更の理由
住所等の表示の変更による。

秋田市告示第109号

次の国民健康保険税仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年4月7日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯塚 明

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
布袋屋 敏 男
秋田市牛島西三丁目6番20号
- 2 送達する書類
平成21年度国民健康保険税仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書

秋田市告示第110号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年4月9日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯塚 明

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 24台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
- (2) 撤去し、保管した年月日
平成21年3月16日から平成21年3月31日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年4月23日から平成21年10月23日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月9日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯塚 明

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
百崎町内会
- 2 認可年月日
平成15年7月31日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 須田 文 雄
秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢119番地
変更後 鈴木 清 春
秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢165番地
- 4 変更年月日
平成21年3月15日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月9日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯塚 明

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
晃ヶ丘町内会
- 2 認可年月日
平成10年4月17日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 藤田 士 郎
秋田市下新城中野字街道端西89番地90
変更後 中川 弘 人
秋田市下新城中野字街道端西89番地109
- 4 変更年月日
平成21年4月1日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第113号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成21年度の地籍調査事業を実施するので、告示する。

平成21年4月10日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 事業が告示された年月日
平成21年 4月10日
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明
- 3 調査地区
(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字森ノ前、西ノ沢の全部
秋田市雄和平尾鳥字築場、善知鳥の一部
(2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字広面の一部
- 4 調査期間
平成21年 4月10日から平成22年 3月31日まで

秋田市告示第114号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 4月10日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
川原田町内会
- 2 認可年月日
平成16年 8月23日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 大 山 長 一
秋田市河辺松渕字川原田37番地 1
変更後 大 山 司
秋田市河辺松渕字街道北74番地 2
- 4 変更年月日
平成21年 3月22日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
仁井田学園町町内会
- 2 認可年月日
平成10年 4月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
変更年月日ならびに代表者の氏名および住所

変更年月日	変 更 後	変 更 前
平成19年 3月18日	安 藤 強 秋田市仁井田本町四 丁目11番19号	阿 部 泉 秋田市仁井田本町四 丁目11番18号
平成21年 3月22日	田 村 陽 秋田市仁井田本町四 丁目11番17号	安 藤 強 秋田市仁井田本町四 丁目11番19号

- 4 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
館ノ下町内会
- 2 認可年月日
平成17年 9月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 熊 谷 金 悦
秋田市上北手猿田字館ノ下62番地
変更後 熊 谷 勝
秋田市上北手猿田字後谷地110番地
- 4 変更年月日
平成21年 4月 1日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 4月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
上和田町内会
- 2 認可年月日
平成20年 5月 8日
- 3 変更があった事項およびその内容
事務所の住所
変更前 秋田市河辺和田字和田39番地 4
変更後 秋田市河辺和田字和田170番地18
- 4 変更年月日
平成21年 3月15日
- 5 変更の理由
上和田公民館新築に伴う事務所の住所変更による。

秋田市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成21年 4月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
末戸松本町内会
- 2 認可年月日
平成16年12月22日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 鈴木 久 志
秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷35番地
変更後 鈴木 一 二
秋田市四ツ小屋末戸松本字柳田70番地 2

- 4 変更年月日
平成21年 2月15日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第120号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年 4月21日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 域	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	飯島芋田中野線	秋田市飯島字芋田160番地先 秋田市飯島字中野 2 番 1 地先	395.2	6.0
	新	飯島芋田中野線	秋田市飯島字芋田159番 1 地先 秋田市飯島字中野 2 番 1 地先	400.0	9.5 ~ 10.5

- 2 縦覧期間
平成21年 4月21日から
平成21年 5月 5日まで

秋田市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成21年 4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
松ヶ丘町内会
- 2 認可年月日
平成11年 3月25日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 打 川 猛
秋田市寺内蛭根二丁目17番10号
変更後 一 関 幸 治
秋田市寺内蛭根二丁目 9 番 8 号
- 4 変更年月日
平成21年 4月 5日
- 5 変更の理由
役員改選による。

- 2 認可年月日
平成14年12月19日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 三 郎
秋田市川元むつみ町 2 番48号
変更後 三 浦 五 祚 夫
秋田市川尻上野町 6 番15号
- 4 変更年月日
平成17年 2月20日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成21年 4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
南台町内会
- 2 認可年月日
平成12年 4月10日
- 3 変更があった事項およびその内容
事務所の住所
変更前 秋田市河辺和田字式田379番地
変更後 秋田市河辺松測字東沢46番地
代表者の氏名および住所
変更前 藤 田 静 雄
秋田市河辺和田字式田379番地
変更後 竹 林 義 則
秋田市河辺松測字東沢46番地

秋田市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成21年 4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
肝煎町北部町内会

- 4 変更年月日
平成21年2月14日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第124号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年4月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度介護保険料納入通知書
平成20年度介護保険料督促状

秋田市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
大住町内会
- 2 認可年月日
平成8年6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 小 浜 一 雄
秋田市大住三丁目14番32号
変更後 藤 原 洋 助
秋田市大住三丁目9番28号

- 4 変更年月日
平成21年4月12日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第126号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 域	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番1地先	2,777.70	6.4
			秋田市新屋町字割山333番1地先		43.00
	新	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番1地先	2,808.30	6.4
			秋田市新屋町字割山333番1地先		43.00

- 2 縦覧期間
平成21年4月28日から

置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年4月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成21年4月1日から平成21年4月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年5月8日から平成21年11月8日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第127号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年4月28日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第128号

市道路線の供用開始に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、
 次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年 4月28日

秋田市道路管理者
 秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
1075	割山 南浜線	秋田市茨島五丁目15番1地先 秋田市新屋勝平町286番9地先

2 供用開始の期日

平成21年 4月28日

3 縦覧期間

平成21年 4月28日から
 平成21年 5月12日まで

秋田市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 4月28日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

谷内佐渡町内会

2 認可年月日

平成11年 9月29日

3 変更があった事項およびその内容

変更年月日ならびに代表者の氏名および住所

2 変更

名 称	変 更 事 項 (名称・所在地)		変更年月日	備 考
	変 更 前	変 更 後		
中通訪問看護 ステーション	秋田市中通六丁目14番18号 南通訪問看護ステーション	秋田市中通五丁目9番22号 中通訪問看護ステーション	平成21年 4月1日	名称・所在地変更
中通ケアプラ ンセンター	秋田市中通六丁目14番18号 南通訪問看護ステーション介護支援センター	秋田市中通五丁目9番22号 中通ケアプランセンター	平成21年 4月1日	名称・所在地変更

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
港北訪問看護 ステーション 介護支援センター	秋田市土崎港六丁目1番5号	平成21年 3月31日
割山訪問看護 ステーション 介護支援センター	秋田市新屋勝平町3番21号	平成21年 3月31日
港北訪問看護 ステーション	秋田市土崎港六丁目1番5号	平成21年 3月31日
割山訪問看護 ステーション	秋田市新屋勝平町3番21号	平成21年 3月31日

変更年月日	変 更 後	変 更 前
平成20年 4月6日	石塚 巖 秋田市広面字谷内佐渡5番地1	渡辺 八郎 秋田市広面字谷内佐渡26番地
平成21年 4月4日	三浦 與三郎 秋田市広面字糠塚51番地2	石塚 巖 秋田市広面字谷内佐渡5番地1

4 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 4月30日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
リフレッシュコア 中 通	秋田市中通四丁目3番23号	平成21年 3月1日
さんのへ耳鼻咽喉科 ク リ ニ ッ ク	秋田市泉東町8番57号	平成21年 4月1日
専 仁 堂 薬 局	秋田市牛島東一丁目2番7号	平成21年 4月1日

秋田市告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 4月30日

手形訪問看護 ステーション 介護支援センター	秋田市手形字十七流10番地 11	平成21年 3月31日
手形訪問看護 ステーション	秋田市手形字十七流10番地 11	平成21年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	平成21年 4月1日
さんのへ耳鼻咽喉科 クリニック	秋田市泉東町8番57号	平成21年 4月1日
専仁堂薬局	秋田市牛島東一丁目2番7号	平成21年 4月1日

2 変更

名 称	変更事項(名称・所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
中通訪問看護ス テーション	秋田市中通六 丁目14番18号 南通訪問看護 ステーション	秋田市中通五 丁目9番22号 中通訪問看護 ステーション	平成21年 4月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
倉 田 医 院	秋田市千秋北の丸5番63号	平成21年 3月31日
安田内科医院	秋田市楢山登町3番11号	平成21年 2月22日
秋田県立脳血管 研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	平成21年 3月31日
港北訪問看護 ステーション	秋田市土崎港六丁目1番5号	平成21年 3月31日
割山訪問看護 ステーション	秋田市新屋勝平町3番21号	平成21年 3月31日
手形訪問看護 ステーション	秋田市手形字十七流10番地11	平成21年 3月31日
小児科岩淵医院	秋田市保戸野中町7番20号	平成21年 4月1日

秋田市告示第132号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年4月30日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
笹淵陽平	かつひら 整骨院	秋田市新屋寿町1番27号	平成21年 3月10日
近藤公成	金田整骨 院	秋田市土崎港南三丁目11番17号	平成20年 11月20日

教 委 告 示

秋田市教委告示第7号

平成21年4月3日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成21年4月2日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

付議案件

- 1 平成21年度秋田市の教育について

秋田市教委告示第8号

平成21年4月21日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成21年4月16日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成21年4月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 50分の1の数 5,371人
- 2 3分の1の数 89,508人

秋市選管告示第37号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定に基づき、平成21年4月4日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成21年4月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 期 間 平成21年4月5日から
平成21年4月5日まで
- 2 場 所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時 間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第38号

平成21年4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所およ

び日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

1 場 所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日 時 平成21年 4月 3日
午後 5時30分

秋市選管告示第39号

平成21年 4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

期 日 前 投 票 所 名	所在地	設置する期間
秋 田 市 選 挙 管 理 委 員 会	秋田市山王一丁目2番34号	平成21年 4月 4日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 土 崎 支 所	秋田市土崎港西三丁目10番25号	平成21年 4月 4日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 駅 東 西 連 絡 自 由 通 路	秋田市榎山字長沼27番地3	平成21年 4月 4日から 平成21年 4月11日まで
イオンモール秋田	秋田市御野場地蔵田一丁目1番1号	平成21年 4月 4日から 平成21年 4月11日まで
ナ イ ス 新 屋 店	秋田市新屋比内町17番3号	平成21年 4月 4日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 河 辺 市 民 セ ン タ ー	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	平成21年 4月 4日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 岩 見 三 内 連 絡 所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	平成21年 4月 4日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 雄 和 市 民 セ ン タ ー	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	平成21年 4月 4日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	平成21年 4月 4日から 平成21年 4月11日まで

秋市選管告示第40号

平成21年 4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 4月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時 (1時間30分繰り下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後8時 (1時間30分繰り下げ)
ナ イ ス 新 屋 店	午前10時から午後8時 (1時間30分繰り下げ)
秋 田 市 土 崎 支 所	午前 8時30分から午後 7時 (1時間繰り上げ)
秋田市河辺市民センター	午前 8時30分から午後 7時 (1時間繰り上げ)
秋田市雄和市民センター	午前 8時30分から午後 7時 (1時間繰り上げ)
秋 田 市 岩 見 三 内 連 絡 所	午前 8時30分から午後 5時 (3時間繰り上げ)
秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	午前 8時30分から午後 5時 (3時間繰り上げ)

秋市選管告示第41号

平成21年 4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成21年 4月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

平成21年 4月12日執行

秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職 名	住 所	氏 名
平成21年 4月4日	投 票 管 理 者	秋田市手形田中13番17号	谷 村 重 子
	職 務 代 理 者	秋田市新屋扇町87番3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月5日	投 票 管 理 者	秋田市新屋元町21番34号	三 川 則 子
	職 務 代 理 者	秋田市新屋扇町87番3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月6日	投 票 管 理 者	秋田市新屋勝平町1番47号	渡 辺 トモ子
	職 務 代 理 者	秋田市新屋扇町87番3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月7日	投 票 管 理 者	秋田市飯島穀丁6番3号	長谷川 瑞 子
	職 務 代 理 者	秋田市新屋扇町87番3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月8日	投 票 管 理 者	秋田市土崎港南三丁目9番32号	佐 藤 信 利
	職 務 代 理 者	秋田市新屋扇町87番3号	藤 原 昌 喜

平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市桜ガ丘二丁目 5番地12	北村 敏子
	職務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市八橋田五郎一 丁目8番10号	越後屋 恭子
	職務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市旭南一丁目12 番7-3号	伊藤 矩子
	職務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜

平成21年4月12日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

土崎支所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月4日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市港北新町3番 3号	船木 透
平成21年 4月5日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三浦 誠一
	職務 代理者	秋田市旭川清澄町1 番17号	佐々木 淳也
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三浦 誠一
	職務 代理者	秋田市高陽青柳町3 番26号	船木 葉子
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市八橋本町三丁 目2番6号	三浦 悠
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市港北新町3番 3号	船木 透
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三浦 誠一
	職務 代理者	秋田市旭川清澄町1 番17号	佐々木 淳也
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市高陽青柳町3 番26号	船木 葉子
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三浦 誠一
	職務 代理者	秋田市八橋本町三丁 目2番6号	三浦 悠

平成21年4月12日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

ナイス新屋店			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月4日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚田 博
	職務 代理者	秋田市旭南三丁目6 番31-101号	中川 裕行
平成21年 4月5日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚田 博
	職務 代理者	秋田市新屋田尻沢西 町8番14号	佐川 公裕
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚田 博
	職務 代理者	秋田市新屋元町23番 14-5号	菊地 誠
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚田 博
	職務 代理者	秋田市御所野元町六 丁目17番22号	佐藤 修
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚田 博
	職務 代理者	秋田市新屋元町4番 33号	佐々木 博
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚田 博
	職務 代理者	秋田市新屋松美ガ丘 東町1番32号	山本 悦子
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚田 博
	職務 代理者	秋田市新屋元町23番 14-5号	菊地 誠
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚田 博
	職務 代理者	秋田市新屋田尻沢西 町8番14号	佐川 公裕

平成21年4月12日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月4日	投票 管理者	秋田市土崎港南三丁 目9番32号	佐藤 信利
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅原 稔
平成21年 4月5日	投票 管理者	秋田市桜ガ丘二丁目 5番地12	北村 敏子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅原 稔
平成21年	投票 管理者	秋田市八橋田五郎一 丁目8番10号	越後屋 恭子

4月6日	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅原 稔
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市新屋大川町6番8号	赤根谷 光昭
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6番34号	川崎 義則
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根田 貞子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅原 稔
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市広面字野添78番地3	田村 知子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎藤 透
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅原 稔
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市外旭川字野村51番地5	高橋 キン
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅原 稔

平成21年 4月12日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月4日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊志
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字菜萁野28番地	佐藤 公紀
平成21年 4月5日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊谷 文雄
	職務 代理者	秋田市新屋豊町10番44-3号	仲鉢 誠
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式田82番地2	石井 繁男
	職務 代理者	秋田市河辺戸島字本町266番地	泉 弘美
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高野字滝沢52番地2	藤島 英治
	職務 代理者	秋田市濁川字堀尾田1番地155	杓澤 五百子
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊志
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字菜萁野28番地	佐藤 公紀
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊谷 文雄
	職務 代理者	秋田市新屋豊町10番44-3号	仲鉢 誠

平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式田82番地2	石井 繁男
	職務 代理者	秋田市河辺戸島字本町266番地	泉 弘美
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高野字滝沢52番地2	藤島 英治
	職務 代理者	秋田市濁川字堀尾田1番地155	杓澤 五百子

平成21年 4月12日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月4日	投票 管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	鈴木 静夫
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目1番50号	佐川 成人
平成21年 4月5日	投票 管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部 久夫
	職務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元315番地3	佐藤 三步
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市雄和平尾島字中田21番地	鎌田 嘉一
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目1番50号	佐川 成人
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千代司
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目1番50号	佐川 成人
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石井 房雄
	職務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元315番地3	佐藤 三步
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐藤 盛徳
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目1番50号	佐川 成人
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市雄和石田字前田105番地1	伊藤 隆榮
	職務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元315番地3	佐藤 三步
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市雄和種沢字山王堂143番地2	加藤 志美雄
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目1番50号	佐川 成人

平成21年 4月12日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年	投票 管理者	秋田市河辺岩見字小平岱9番地	佐々木 俊一

4月4日	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 4月5日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 4月6日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地3	三 浦 昇
	職務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 4月7日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
	職務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 4月8日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字二 階淵148番地	石 塚 一 太 郎
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 4月9日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 4月10日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
	職務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 4月11日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地3	三 浦 昇
	職務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹

平成21年4月12日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月4日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 又三郎沢4番地2	打 矢 文 雄
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 4月5日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子
平成21年 4月6日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 4月7日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷186番地3	種 村 金 實
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子
平成21年	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地	工 藤 金 也

4月8日	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 4月9日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地3	佐々木 稔
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子
平成21年 4月10日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 4月11日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子

平成21年4月12日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月4日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4月5日	投 票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小 林 信 子
	職務 代理者	秋田市飯島松根東町 1番22号	奈 良 毅
平成21年 4月6日	投 票 管理者	秋田市牛島東六丁目 7番3号	福 岡 瑠 美 子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4月7日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地1	石 塚 小 枝 子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4月8日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字雷谷地39番地33	工 藤 ユウ子
	職務 代理者	秋田市飯島松根東町 1番22号	奈 良 毅
平成21年 4月9日	投 票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 智 子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成21年 4月10日	投 票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地2	佐 藤 泰 子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4月11日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務 代理者	秋田市飯島松根東町 1番22号	奈 良 毅

秋市選管告示第42号

平成21年4月12日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙

における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成21年 4月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 場 所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成21年 4月 9日
午後 6時から

秋市選管告示第43号

平成21年 4月12日執行予定の秋田市長選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）第7条の規定により告示する。

平成21年 4月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 場 所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成21年 4月 5日
午後 5時40分

秋市選管告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成21年 4月 4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 50分の1の数 5,370人
- 2 3分の1の数 89,494人

秋市選管告示第45号

平成21年 4月12日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における開票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成21年 4月 4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 開票管理者の職務を代理すべき者
変更前 秋田市泉南二丁目3番15号 安井貞三
変更後 秋田市將軍野東三丁目4番34号 工藤任国

秋市選管告示第46号

平成21年 4月12日執行の秋田市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第4号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定に基づき次のとおり定めたので、公職選挙法第196条の規定により告示する。

平成21年 4月 5日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 候補者1人につき 18,600,000円

秋市選管告示第47号

平成21年 4月12日執行の秋田市長選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋市選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 5日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 場 所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成21年 4月 5日
午後 5時30分

秋市選管告示第48号

平成21年 4月12日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 5日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

期 日 前 投 票 所 名	所在地	設置する期間
秋 田 市 選挙管理委員会	秋田市山王一丁目2番34号	平成21年 4月 6日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 土崎支所	秋田市土崎港西三丁目10番25号	平成21年 4月 6日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 駅 東西連絡自由通路	秋田市榎山字長沼27番地3	平成21年 4月 6日から 平成21年 4月11日まで
イオンモール秋田	秋田市御野場地蔵田一丁目1番1号	平成21年 4月 6日から 平成21年 4月11日まで
ナイス新屋店	秋田市新屋比内町17番3号	平成21年 4月 6日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 河辺市民センター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	平成21年 4月 6日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	平成21年 4月 6日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 雄和市民センター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	平成21年 4月 6日から 平成21年 4月11日まで
秋 田 市 大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	平成21年 4月 6日から 平成21年 4月11日まで

秋市選管告示第49号

平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時 (1時間30分繰り下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後8時 (1時間30分繰り下げ)
ナイス新屋店	午前10時から午後8時 (1時間30分繰り下げ)
秋田市土崎支所	午前8時30分から午後7時 (1時間繰り上げ)
秋田市河辺市民センター	午前8時30分から午後7時 (1時間繰り上げ)
秋田市雄和市民センター	午前8時30分から午後7時 (1時間繰り上げ)
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時 (3時間繰り上げ)
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時 (3時間繰り上げ)

秋市選管告示第50号

平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成21年4月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

平成21年4月12日執行 秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月6日	投 票 管理者	秋田市新屋勝平町1 番47号	渡 辺 トモ子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月7日	投 票 管理者	秋田市飯島穀丁6番 3号	長谷川 瑞 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月8日	投 票 管理者	秋田市土崎港南三丁 目9番32号	佐 藤 信 利
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜

平成21年 4月9日	投 票 管理者	秋田市桜ガ丘二丁目 5番地12	北 村 敏 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月10日	投 票 管理者	秋田市八橋田五郎一 丁目8番10号	越後屋 恭 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月11日	投 票 管理者	秋田市旭南一丁目12 番7-3号	伊 藤 矩 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜

平成21年4月12日執行 秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

土崎支所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月6日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三 浦 誠 一
	職 務 代理者	秋田市高陽青柳町3 番26号	船 木 葉 子
平成21年 4月7日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市八橋本町三丁 目2番6号	三 浦 悠
平成21年 4月8日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市港北新町3番 3号	船 木 透
平成21年 4月9日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三 浦 誠 一
	職 務 代理者	秋田市旭川清澄町1 番17号	佐々木 淳 也
平成21年 4月10日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目8番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市高陽青柳町3 番26号	船 木 葉 子
平成21年 4月11日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目3番39号	三 浦 誠 一
	職 務 代理者	秋田市八橋本町三丁 目2番6号	三 浦 悠

平成21年4月12日執行 秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

ナイス新屋店			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月6日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市新屋元町23番 14-5号	菊 地 誠
平成21年 4月7日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市御所野元町六 丁目17番22号	佐 藤 修

平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職務 代理者	秋田市新屋元町4番33号	佐々木 博
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職務 代理者	秋田市新屋松美ガ丘東町1番32号	山 本 悦 子
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職務 代理者	秋田市新屋元町23番14-5号	菊 地 誠
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職務 代理者	秋田市新屋田尻沢西町8番14号	佐 川 公 裕

平成21年4月12日執行 秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市八橋田五郎一丁目8番10号	越後屋 恭 子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市新屋大川町6番8号	赤根谷 光 昭
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6番34号	川 崎 義 則
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根 田 貞 子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市広面字野添78番地3	田 村 知 子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市外旭川字野村51番地5	高 橋 キ ン
	職務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔

平成21年4月12日執行 秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式田82番地2	石 井 繁 男
	職務 代理者	秋田市河辺戸島字本町266番地	泉 弘 美

平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高野字滝沢52番地2	藤 島 英 治
	職務 代理者	秋田市濁川字堀尾田1番地155	杏 澤 五百子
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊 谷 文 雄
	職務 代理者	秋田市新屋豊町10番44-3号	仲 鉢 誠
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式田82番地2	石 井 繁 男
	職務 代理者	秋田市河辺戸島字本町266番地	泉 弘 美
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高野字滝沢52番地2	藤 島 英 治
	職務 代理者	秋田市濁川字堀尾田1番地155	杏 澤 五百子

平成21年4月12日執行 秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田21番地	鎌 田 嘉 一
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目1番50号	佐 川 成 人
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千代司
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目1番50号	佐 川 成 人
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石 井 房 雄
	職務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元315番地3	佐 藤 三 步
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目1番50号	佐 川 成 人
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市雄和石田字前田105番地1	伊 藤 隆 榮
	職務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元315番地3	佐 藤 三 步
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市雄和種沢字山王堂143番地2	加 藤 志 美 雄
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目1番50号	佐 川 成 人

平成21年4月12日執行 秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地3	三 浦 昇
	職務 代理人	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
	職務 代理人	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字二 階淵148番地	石 塚 一太郎
	職務 代理人	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
	職務 代理人	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
	職務 代理人	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地3	三 浦 昇
	職務 代理人	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹

平成21年4月12日執行 秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷186番地3	種 村 金 實
	職務 代理人	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地	工 藤 金 也
	職務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地3	佐々木 稔
	職務 代理人	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進

平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職務 代理人	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子

平成21年4月12日執行 秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月6日	投票 管理者	秋田市牛島東六丁目 7番3号	福 岡 瑠 美 子
	職務 代理人	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4月7日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地1	石 塚 小 枝 子
	職務 代理人	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4月8日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字雷谷地39番地33	工 藤 ユウ子
	職務 代理人	秋田市飯島松根東町 1番22号	奈 良 毅
平成21年 4月9日	投票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 智 子
	職務 代理人	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成21年 4月10日	投票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地2	佐 藤 泰 子
	職務 代理人	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4月11日	投票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務 代理人	秋田市飯島松根東町 1番22号	奈 良 毅

秋市選管告示第51号

平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

秋市選管告示第52号

平成21年4月12日執行の秋田市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、開票事務と併せて行う選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成21年4月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

- 1 場 所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日 時 平成21年4月12日
午後9時15分から

秋市選管告示第53号

平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により告示する。

平成21年4月5日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

1 選挙長

秋田市榎山石塚町4番15号 金 持 巽

2 選挙長の職務を代理すべき者

秋田市将軍野東三丁目4番34号 工 藤 任 国

秋市選管告示第54号

平成21年4月12日執行の秋田市長選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成21年4月13日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

1 秋田市新屋日吉町31番7号 穂 積 志

農 委 告 示

秋田市農委告示第5号

平成21年4月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年4月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 案 件 秋田市上新城五十丁字大村屋敷192番地 佐藤喜美子の農地法第3条の規定による許可申請に関する件ほか23件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 受託者の住所および氏名

秋田市山王臨海町3番18号

秋田管工事業協同組合 理事長 太 田 光 重

2 委託した公金の徴収又は収納事務の範囲

水道メーター検針および料金精算業務

3 委託年月日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に

基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 収納事務を委託した者の住所および氏名

岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役 宮 地 正 直

2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料のコンビニエンスストア収納事務

3 収納事務を委託した取扱店

ローソン、サークルKサンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、セブン-イレブン、ファミリーマート、スリーエフ、am/pm、コミュニティストア、ポプラ、セイコーマート（D S K収納代行取扱表示のある店）、セーブオン、コストアの直営店および加盟店

4 委託年月日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

選 挙 長 告 示

選挙長告示第9号

平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所を、公職選挙執行規定（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月5日

秋田市長選挙

選挙長 金 持 巽

1 場 所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会

選挙長告示第10号

平成21年4月12日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおり定めただので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成21年4月5日

秋田市長選挙

選挙長 金 持 巽

1 場 所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会

2 日 時 平成21年4月9日

午後5時30分から

選挙長告示第11号

平成21年4月12日執行の秋田市長選挙につき、次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定により告示する。

平成21年4月5日

秋田市長選挙

選挙長 金 持 巽

秋田市長選挙立候補届出者

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	本 籍	生年月日	党派別	職 業
		届 出 の 別		住 所			
1	平成21年 4月5日	丸の内 くるみ (鈴木 胡桃)	女	秋田県秋田市中通三丁目112番地6	昭和19年 7月18日	無所属	無職
		本人届出		秋田市中通三丁目2番20号			
2	平成21年 4月5日	ほづみ もとむ (穂積 志)	男	秋田県秋田市新屋比内町443番地	昭和32年 4月5日	無所属	無職
		本人届出		秋田市新屋日吉町31番7号			
3	平成21年 4月5日	佐藤 ひろひさ (藤 久)	男	秋田県秋田市手形字中台59番地99	昭和27年 11月5日	無所属	政党 役員
		本人届出		秋田市手形字中台59番地99			

公 告

秋田市公告

秋田市老人デイサービスセンター条例（平成3年秋田市条例第12号）第9条第2項の規定に基づき、秋田市老人デイサービスセンターの利用料金を次のとおり承認したので、同条例第9条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

1 秋田市八橋老人デイサービスセンター

(1)

区 分	利用料
要支援1	(月額) 2,226円
要支援2	(月額) 4,353円
要介護1	677円
要介護2	789円
要介護3	901円
要介護4	1,013円
要介護5	1,125円

(2)

加 算 項 目	加 算 額
アクティビティ実施加算	要支援1・2 (月額) 53円
サービス提供体制強化加算	要支援1 (月額) 24円
	要支援2 (月額) 48円
入浴加算	50円
サービス提供体制強化加算	6円

(3)

実 費 負 担 項 目	金 額
食事代	550円
材料費等	実費
行事参加費等	実費
	要支援1 223円

通常の営業時間を超えるサービス提供費 (1時間あたり)	要支援2	535円
	要介護1	677円
	要介護2	789円
	要介護3	901円
	要介護4	1,013円
	要介護5	1,125円

秋田市公告

都市公園を新設するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

1 都市公園の名称、位置および供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	供用開始の期日
御所野第5街区公園	秋田市御所野地蔵田四丁目70番	平成21年4月1日

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき実施する平成21年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接 種 の 方 法 と 回 数
ジフテリア 百日せき 破傷風 第1期	生後3か月から90月に至るまでの間にある者	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを接種する場合は、20日から56日までの間隔をおいて3回、3回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種する場合は、20日から56日までの間隔をおいて2回、2回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。
ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者 (小学校就学前の1年間にある者)	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
日本脳炎 第1期	生後6月から90月に至るまでの間にある者	日本脳炎ワクチンを6日から28日までの間隔をおいて2回、2回目の接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。(3歳未満の者においては、接種量を0.25ミリリットルとする。)
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の者	日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
結核 (BCG)	生後6月に至るまでの間にある者	経皮接種用BCGワクチンの懸濁液を上腕外側の中央部に滴下し管針により2箇所接種する。

2 予防接種を行う期日、場所

(1) 期日 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日

(2) 場所 別表のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (6) 麻しんおよび風しんに係る予防接種の対象者においては、妊娠していることが明らかな者
- (7) 麻しんおよび風しん、BCG、ポリオ、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔をおいていない者

- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔をおいていない者
 - (9) 輸血やガンマグロブリンの投与後3か月(大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6か月)を経っていない者
 - (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分(培養に使う卵、抗生物質)に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- 5 予防接種料金 無料

別表

医療機関名	所在地	実施する予防接種の種類								
		三混	二混	麻風 1期	麻風 2期	麻風 3期	麻風 4期	日脳 1期	日脳 2期	BCG
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○

市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地 1		○			○	○		○	
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目 1 番 3 号	○	○	○	○	○	○	○	○	
秋田県太平療育園	秋田市新屋下川原町 2 番 1 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番 1 号		○		○	○	○	○	○	
池田小児科医院	秋田市土崎港中央五丁目 6 番32号	○	○	○	○	○	○			
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石田内科医院	秋田市保戸野中町 6 番48号		○			○	○			
井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地 1			○	○	○	○			
一戸医院	秋田市新屋大川町 9 番 7 号					○	○			
稲葉小児科医院	秋田市旭北栄町 1 番21号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大野小児科医院	秋田市南通築地 2 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目 2 番23号					○	○			
小川内科医院	秋田市中通三丁目 3 番55号					○	○			
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目 3 番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おのぼ高橋小児科医院	秋田市仁井田字中新田78番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目 7 番17号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号					○	○			
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号					○	○			
桑原内科クリニック	秋田市榎山登町 5 番28号		○			○	○		○	
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地 1	○	○	○	○	○	○			
御所野内科クリニック	秋田市御所野元町五丁目 3 番 5 号		○	○	○	○	○			
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号		○		○	○	○		○	
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目 1 番11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港四丁目 5 番38号		○			○	○		○	
佐藤内科医院	秋田市将軍野南一丁目10番55号		○			○	○			
澤口医院	秋田市八橋三和町14番 6 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島田クリニック	秋田市川元山下町 7 番21号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号						○			
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須藤医院	秋田市広面字樋口18番地15	○		○	○	○	○			
銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町 1 番64号					○	○			
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町 4 番47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋内科医院	秋田市桜四丁目 1 番 1 号	○	○	○	○	○	○	○	○	
田近医院	秋田市河辺北野田高野字前田表76番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目 1 番 3 - 2 号	○	○	○	○	○	○			
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番55号	○	○	○	○	○	○			
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目 1 番 5 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内科胃腸科濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	○	○	○	○	○	○	○	○	

はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町4番1号アルヴェ4階	○	○			○	○				
本間医院	秋田市山王中園町3番14号	○	○	○	○	○	○				
真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目8番3号		○		○	○	○				
三浦小児科・内科医院	秋田市新屋勝平町2番25号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	○				○	○				
村山クリニック	秋田市将軍野南五丁目12番19号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号		○			○	○				
吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号					○	○				
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき実施する平成21年度のジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月1日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

- 1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所別表のとおり

別表

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
小松和男	秋田組合総合病院
畑澤孝子	秋田組合総合病院
畑澤千秋	秋田組合総合病院
小松真紀	秋田組合総合病院
北林淳	秋田組合総合病院
齊藤崇	秋田組合総合病院
吉田秀一郎	秋田組合総合病院
近藤大喜	秋田組合総合病院
伊藤忠彦	秋田組合総合病院
木村滋	秋田赤十字病院
後藤良治	秋田赤十字病院
河村正成	秋田赤十字病院
中島堯史	秋田赤十字病院
伊藤誠人	秋田赤十字病院
山本達也	秋田赤十字病院
吉田秀一郎	秋田赤十字病院
添野武彦	市立秋田総合病院
小泉ひろみ	市立秋田総合病院
高橋まや	市立秋田総合病院
米山法子	市立秋田総合病院
石田和子	市立秋田総合病院
渡邊新	中通総合病院
安岡健二	中通総合病院
柳澤宗	アーク循環器クリニック
柳澤昌子	アーク循環器クリニック

幕田政博	秋田県小児療育センター
平山文	秋田県太平療育園
渡邊秀悦	飯島ファミリークリニック
池田和子	池田小児科医院
石田明	石田小児科医院
石田明子	石田内科医院
井谷修	井谷耳鼻咽喉科医院
佐々木浩一	一戸医院
稲葉八雲	稲葉小児科医院
後藤敦子	今村記念クリニック
岩崎齊	岩崎医院
榎正行	えのきこどもクリニック
榎真美子	えのきこどもクリニック
大野忠	大野小児科医院
櫻庭清	大町内科外科クリニック
島仁	小川内科医院
小野崎通彦	おのざき小児科医院
高橋康	おのぼ高橋小児科クリニック
小松偉子	加賀谷こども医院
加賀谷学	かがや内科医院
片岡紀夫	片岡内科医院
金子ミサヲ	金子医院
木村衛	木村内科クリニック
倉光智之	くらみつ内科クリニック
桑原敏行	桑原内科クリニック
勝田麻里子	御所野ひかりクリニック
勝田光明	御所野ひかりクリニック
細谷重明	御所野内科クリニック
佐々木剛一	こどものクリニック
小林謙太郎	小林胃腸科内科
小松幹雄	小松内科クリニック
荘司裕	さくら小児科医院
荘司靖子	さくら小児科医院
佐々木弥	佐々木内科・循環器科医院
堂北忍	佐藤内科医院
澤口博	澤口医院
島田堅一	島田クリニック
木村康徳	下浜診療所
白根研二	白根病院
那須宏	白根病院

糸 賀 覚	白根病院
小野寺 佳 奈	白根病院
鈴 木 裕 之	すずきクリニック
鈴 木 雪 子	すずきクリニック
須 藤 明 子	須藤医院
銭 谷 明	銭谷内科胃腸科クリニック
苗 村 双 葉	外旭川サテライトクリニック
高 橋 郁 夫	たかはしこどもクリニック
高 橋 文 夫	高橋内科医院
田 近 武 彦	田近医院
土 田 蓉 子	土田小児科医院
遠 山 卓 郎	遠山医院
遠 山 潤	遠山医院
高 橋 徹	とおる内科医院
中 込 恵美子	中込内科循環器科クリニック
中 込 晃	中込内科医院
西 宮 藤 彦	にしのみやこども医院
橋 本 禎 嗣	橋本愛隣医院
濱 島 由 紀	内科胃腸科濱島医院
濱 島 昭 雄	内科胃腸科濱島医院
原 田 健 二	はらだ小児科医院
石 川 正 道	広面ファミリークリニック
藤 盛 亮 寿	藤盛レディースクリニック
本 間 真紀子	本間医院
真 崎 雅 和	真崎耳鼻咽喉科医院
三 浦 靖 徳	三浦小児科・内科医院
湊 元 志	湊小児科医院
鈴 木 信 愛	港町内科皮膚科
鈴 木 あけみ	港町内科皮膚科
村 山 徳 治	村山クリニック
村 山 仁	村山クリニック
森 川 昌 利	森川内科・呼吸器科クリニック
俵 谷 博 信	やばせ内科クリニック
吉 田 司	吉田胃腸科内科クリニック
日 下 尚 志	雄和さくらクリニック
綿 貫 桃 代	わたぬき小児科医院

秋田市公告

秋田市立の文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第3号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成21年4月2日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

1 入札に関する事項

- (1) 入 札 名 「みるかネット・イベント通信」第3号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第3号
- (3) 予定価格(税抜) ※最低落札価格28,572円
- (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号

の規定による制限を受ける者ではないこと。

- エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の1/6とし、掲載紙面は「みるかネット・イベント通信」第3号(A4版・三つ折、紙質:マットコート90kg)のカラー面中央三つ折下部とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 30,000部
- (4) 配付対象 文化施設来館者、市内小中学校、図書館、公民館等
- (5) 広告掲載期間 平成21年5月から平成21年10月まで
- (6) 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。

イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日時 平成21年4月17日(金) 午前11時
- (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。
- (4) 契約日 平成21年4月22日(水)(予定)
- (5) 契約金額(広告料)の支払
広告料は、平成21年4月24日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成21年4月13日(月)午後5時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
 - エ 納税証明書 ※写し可
 - (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済みのお知らせ

- せ」の提出でも可
- オ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成21年4月6日(月)から平成21年4月13日(月)までの平日午前9時から午後5時まで（土日は受け付けませんのでご注意ください。）
- イ 受付場所
秋田市教育委員会文化振興室
- ウ 申込用紙
秋田市教育委員会文化振興室もしくは秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年4月14日(火)に行う。
- 6 入札保証金および契約保証金 免除
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会文化振興室振興担当
電話018-866-2246

秋田市公告

次により秋田市中央卸売市場水産物部仲卸業者を公募する。

平成21年4月3日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 公募数 1社〔者〕
- 2 対象業者の資格等
平成21年5月1日まで秋田市中央卸売市場水産物部仲卸業者として入場を希望し、次の基準に該当し、かつ、欠格要件のいずれにも該当しないものであること。
- (1) 基準
- ア 仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験を有し、主として生鮮水産物の販売業を3年以上営んでいる法人又は個人
- イ 事業所等の所在地について
- (ア) 秋田市に事業所（店舗等）を所有していること。
- (イ) 当該業者の代表者が、秋田市に居住していること。
- ウ 市税等を秋田市に納め、滞納がないこと。
- (2) 欠格要件
- ア 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- イ 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、もしくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起

- 算して3年を経過しないものであるとき。
- ウ 申請者が市場の仲卸の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- エ 申請者が仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験又は資力信用を有しないものであるとき。
- オ 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人であるとき。
- カ 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちアからウまでおよびオのいずれかに該当する者がいるとき。
- 3 公募の期間
平成21年4月3日から平成21年4月17日までの15日間
- 4 申請時の提出書類
許可申請は仲卸業務許可申請書〔様式第16号（省略）〕によるものとする。
- (1) 当該申請者が法人である場合には次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ア 定款又は規約
- イ 登記事項証明書
- ウ 貸借対照表および損益計算書（直近3期分）
- エ 代表者および業務を執行する役員の履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
- オ 事業計画書
- カ 業務を執行する役員が、上記(2)欠格要件のイおよびオに規定する者に該当しないことを誓約する書面〔様式第17号（省略）〕
- キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 当該申請者が個人である場合には次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ア 履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
- イ 資産調査（金融機関発行の預金残高証明書、不動産登記簿の写し等）
- ウ 確定申告書（直近3年分）
- エ その他市長が必要と認める書類
- 5 申請書類の提出期限および提出先
- (1) 申請書類の提出期限
平成21年4月3日から平成21年4月17日までとする。
- (2) 申請書類の提出先
秋田市中央卸売市場市場管理室に提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないこととする。
- 6 入場業者決定
審査後、平成21年4月27日までに申請者に通知する。
- 7 業務開始日
平成21年5月1日からとする。
- 8 負担金等
保証金の預託および施設使用料等
- 9 公募の所在地と連絡先
秋田市外旭川字待合28番地
秋田市中央卸売市場市場管理室
代表電話 018(869)5222

秋田市公告

赤れんが郷土館事業周知用ポスターへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成21年4月3日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 入札に付する事項

(1) 入札名 赤れんが郷土館事業周知用ポスター広告掲載契約に係る入札

(2) 広告媒体 赤れんが郷土館事業周知用ポスター

(3) 予定価格 45,000円(税抜) ※最低落札価格

2 掲載する広告に関する事項

(1) 「秋田市広告掲載要綱」および「秋田市広告掲載基準」に基づく

(2) 掲載期間 平成21年4月末から平成22年3月末まで

(3) 規格等 日本工業規格B列2番のマットコート紙135kgに4色刷(フルカラー)で作成するポスターの右下部分に設ける、縦7センチメートル、横10センチメートルの枠に広告を掲載するものとする。

(4) 広告を掲載するポスターの発行部数 600枚(概数)

(5) 広告を掲載するポスターの送付対象

ア 市内外公共施設(博物館・図書館・公民館・児童館・学校・コミュニティーセンター等)

イ 市町村関係(教育委員会が中心)

ウ 一般企業等(銀行・商店・旅館等)

(6) 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および秋田市広告掲載基準第6条に規定するもの

イ ポスターの掲示が困難にならないような広告デザインとなるよう配慮すること(広告内容とポスター掲示場所が同業種など競合するものにならないこと。例えば、「〇〇旅館」の広告を掲載することで、「〇〇ホテル」に掲示できなくなる、など。)

ウ 広告枠内に「広告」と表示する。

(7) その他

ア ポスターという性質上、(2)の全期間において掲示されない施設もある。

イ ポスターの掲示は送付先施設等に一任されるため、送付後の責任について赤れんが郷土館は負わないこととする。

3 入札に関する事項

(1) 広告掲載者の要件

ア 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。

イ 固定資産税、法人市民税、事業所税および租税に滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けている者でないこと。

エ 秋田市広告掲載基準第5条の規定による制限を受ける者でないこと。ただし、規制業種に関連する内容以外の広告は認める。

(2) 提出書類

広告掲載希望者は、(3)アの受付期間に、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出すること。

ア 入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿

エ 納税証明書(写し可)

(ア) 消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』

の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

(エ) 住民票(法人にあっては登記簿謄本) ※写し可

(3) 入札参加申込み

ア 受付期間 平成21年4月3日(金)から平成21年4月9日(木)までの平日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市立赤れんが郷土館

〒010-0921秋田市大町三丁目3番21号

ウ 申込用紙 赤れんが郷土館のホームページから入手すること。

(http://www.city.akita.jp/city/ed/ak/default.htm)

エ 受付方法 持参するものとする。

(4) 指名および非指名通知について

ア 入札参加要件を満たしている者に指名通知する。

イ 提出書類の審査結果で指名されない場合は、非指名通知によりその旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、電話又はFAXで行う。

(5) 入札について

ア 日時 平成21年4月16日(木) 午前10時

イ 場所 赤れんが郷土館研修室

ウ 提出書類 入札書(様式3)および必要に応じて委任状(様式4)

エ 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

オ 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 落札者の決定

落札者は、予定価格(最低落札額)以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。

(7) 契約日 平成21年4月16日(木)から22日(木)(予定)

5 その他

(1) 契約金額(広告料)は、平成21年5月15日(金)までに市が指定する金融機関に振り込むこと。

(2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を契約金額とする。

(3) 入札保証金および契約保証金は免除する。

(4) 申込書等の作成にかかる経費は、申請者の負担とする。

(5) 提出された申請書等は返却しない。

(6) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市立赤れんが郷土館

電話 018-864-6851

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年4月8日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教委総務課 第44号 秋田市立小・中学校プール 循環ろ過装置点検業務委託 (北部、中央地域)	秋田市北部地域、中央地域および その近隣地区に位置する 秋田市立小学校19校、中学校9校	着手の日から 平成21年10月 31日まで	(教委総務課第44号から第46号まで共通) 次の①から③までの要件をいずれも満たすこと。 ①プール循環ろ過装置の保守又は施工に関し、 公共事業に拘らず実績を有すること。 ②秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者 であること。 ③租税に滞納がないこと。
教委総務課 第45号 秋田市立小・中学校プール 循環ろ過装置点検業務委託 (南部、西部地域)	秋田市南部地域、西部地域および その近隣地区に位置する 秋田市立小学校19校、中学校10校	着手の日から 平成21年10月 31日まで	
教委総務課 第46号 秋田市立小・中学校プール 循環ろ過装置点検業務委託 (河辺、雄和地域)	秋田市河辺地域および雄和地域に 位置する 秋田市立小学校6校、中学校1校	着手の日から 平成21年10月 31日まで	

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年4月27日(月) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階「ミーティングルーム」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成21年4月30日(休)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年4月16日(休)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 保守業務実績調書(様式2(省略))又は工事施工実績調書(様式3(省略))
※保守業務の実績がある場合は、工事施工実績調書(様式3)の提出は不要
 - ウ 納税証明書
 - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
 - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 - ・秋田市に納めた固定資産税(平成20年度分)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構

- エ 登記簿謄本
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
平成21年4月8日(休)から平成21年4月16日(休)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所
秋田市教育委員会総務課 施設担当
 - ウ 申請用紙
秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年4月22日(休)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年4月8日(休)から平成21年4月16日(休)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
住所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル3階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課施設担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成21年 4月 8日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名（業務内容については仕様書参照）
秋田市太平山自然学習センター小中学校送迎バス賃貸借業務
- (2) 委託場所
秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 委託期間
平成21年 5月12日から平成22年 2月28日まで
- (4) 入札参加要件
 - ア 全日程の送迎が可能であること。
 - イ 大型5台、中型1台以上のバスを保有していること。
 - ウ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
 - エ 秋田市内に本社・支店・営業所等を有していること。
 - オ 租税に滞納がないこと。
 - カ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 - キ 本市の指名停止又は、入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年 4月24日(金) 午前10時
- (2) 入札の場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成21年 4月25日から平成21年 4月30日までの間
- (5) 入札時の注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（学校からセンター間の片道分）の賃貸借金額を記載し最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。
 - エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間
平成21年 4月 8日(水)から平成21年 4月14日(火)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、4月13日は休館日のため不可
- (2) 受付場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」
- (3) 提出書類（各証明書類は平成21年 1月 1日以降にとりよせたものであること。なお、提出時は写しでも可とする。）
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 業務実績調書（様式2（省略））
 - ウ 営業経歴書（様式3（省略））
 - エ 納税証明書（秋田市に納税していること。）
 - (ア) 消費税（「未納税額のない証明用」税務署で発行）
 - (イ) 法人市民税（市役所の市民税課で発行）
 - (ウ) 固定資産税（市役所の資産税課で発行）
 - (エ) 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）
 - オ その他
 - (ア) 入札参加要件「1の(4)イ、ウ」の証明できる書類
 - (イ) 送迎バスの車種および車内図のわかる書類
- (4) その他
 - ア 申込書等は当センターへ持参によるもののみ受け付ける。
 - イ 関係書類等は太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成21年 4月17日(金)にFAXで通知する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
太平山自然学習センター「まんたらめ」
電話 018-827-2171

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成21年 4月10日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地積
(1)	秋田市御所野地蔵田一丁目1番2	宅地	6,605.21㎡

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
- (2) 入札 平成21年5月14日(木) 午後2時
（入札申込み受付は午後1時から午後1時55分まで）
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市商工部工業労政課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

8 売払物件の案内日時および場所

秋田市御所野地蔵田一丁目1番2

日 時 平成21年5月8日(金)

午前10時から午前10時30分まで

集合場所 現 地

秋田市公告

秋田公立美術工芸短期大学ホームページ表示変更作業について、公募型入札を実施するので次のとおり公告する。

平成21年4月13日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 作業概要

- (1) 作業名
秋田公立美術工芸短期大学ホームページ表示変更作業
- (2) 作業内容
秋田公立美術工芸短期大学ホームページデザイン変更を含む表示変更を行う。
- (3) 作業期間
制作開始から10週間以内

2 参加資格

基本条件に該当し、不適格要件のいずれにも該当しない者で、本学提示条件をすべて満たす者

- (1) 基本条件
ア 秋田市内に営業所を有するホームページ制作者
- (2) 不適格要件
ア 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
イ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的にもしくは常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
ウ 社会福祉法人、宗教法人又はNPO法人である者

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中である者

(3) 本学提示条件

- ア 過去3年間に、大学・短大・高専のホームページ作成実績（新規又は全面更新）があること。
- イ 過去1年間のホームページ作成実績（新規又は全面更新）が5件以上あること。
- ウ 秋田市財務規則および仕様書記載事項を遵守できること。

3 手続等について

(1) 参加資格審査申請書提出先

秋田公立美術工芸短期大学事務局学生課学生担当

(2) 受付期間および受付時間

平成21年4月14日(火)から同月28日(火)まで。ただし、土日を除く。

午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 手続に必要な書類について

秋田市のホームページ又は本学ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成21年5月8日(金)に文書で通知する。

5 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年5月14日(木) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市新屋大川町12番3号
秋田公立美術工芸短期大学管理棟1階
「大会議室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成21年5月20日(水)
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

6 質疑応答

- (1) 本件に関する質疑については、4月17日(金)午後5時までに、文書（様式は任意とする。）で下記に提出（必着）とする。

〒010-1632 秋田市新屋大川町12番3号

秋田公立美術工芸短期大学事務局学生課

学生担当

- (2) 本学の回答書は、質問書提出後5日以内（提出日および土日等の本学休業日を含まない。）にFAXおよび電子メール

で発送する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田公立美術工芸短期大学事務局学生課
電話 018-888-8105

秋田市公告

都市公園の区域を変更するので、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月14日

秋田市長 穂 積 志

1 区域を変更する都市公園の名称、位置および区域変更の期日

都市公園の名称	位 置	区域変更の期 日
太平山リゾート公園	秋田市仁別字マンタラメ213番地	平成21年4月14日

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

秋田市公告

秋田市公報第1003号で公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、大規模小売店舗を設置する者から当該届出を取り下げた旨の届出があったので公告する。

平成21年4月14日

秋田市長 穂 積 志

1 大規模小売店舗の名称および所在地

- (1) 名 称 バザール新屋店
- (2) 所在地 秋田県秋田市新屋豊町441番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

- (1) 名称および代表者の氏名
株式会社藤田商店 代表取締役 飯 島 正 寿
- (2) 住 所 秋田県秋田市新屋豊町10番9号

3 届出を取り下げた日

平成21年3月26日

4 取下げをしようとする理由

大規模小売店舗出店計画を中止したため

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成21年4月14日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数
 - 土崎駅前自転車等駐車場 7台
 - 追分駅前自転車等駐車場 28台
 - 上飯島駅前自転車等駐車場 8台
 - 土崎図書館前自転車等駐車場 8台

- 秋田駅西地下自転車駐車場 4台
- 秋田駅東自転車等駐車場 14台
- 新屋駅前自転車等駐車場 25台
- 牛島駅西自転車等駐車場 1台
- 牛島駅東自転車等駐車場 11台
- 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 5台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年3月16日から同年3月25日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年4月28日から平成21年10月28日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話 866-2035

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月14日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
平 山 雅 士	中通総合病院
萩 原 真一郎	秋田市南通みその町3番15号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成20年12月18日付け秋田市指令第9440号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年4月20日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号
共和ホーム株式会社

代表取締役 池 田 喜代秀

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字西瀧敷17番、18番、19番1および19番2

秋田市公告

次のとおり秋田市立旭南小学校屋内運動場増改築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参

加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年4月21日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 学校 第5号
- (3) 工事名 秋田市立旭南小学校屋内運動場増改築工事
- (4) 工事場所 秋田市旭南一丁目15番1号
- (5) 工事概要
 - 敷地面積 20,346.23㎡
 - 構造規模 鉄骨造 平屋建て
 - 建築面積 1,340.15㎡
 - 延べ床面積 1,232.27㎡
- (6) 工事期限 平成22年3月30日(火)
- (7) 予定価格 305,660,000円(消費税別)
- (8) 開札予定期日 平成21年5月20日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成21年5月22日(金)
- (10) 本契約 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注意事項
 - ア この入札は電子入札により執行する。
 - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

 - ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。
 - イ 特定建設業の許可(建築工事業)を有すること。
 - ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
 - エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 - オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 - カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格

停止期間中の者でないこと。

- (3) 代表者以外の構成員要件
 - ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。
 - イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
 - ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 - エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 - オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
 - (1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年4月27日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1(省略))
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2(省略))の写し
 - ウ 施工実績調書(入札に付する工事と同種・同規模程度の工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。)(様式3(省略))
 - エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4(省略))
 - オ 誓約書(様式5(省略))
 - (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申請書等の受け付け

申請書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間

平成21年4月21日(火)から平成21年4月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所

秋田市役所財政部契約課工事契約担当
 - ウ 申請用紙

秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
 - (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
 - (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年5月12日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
 - (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成21年5月12日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成21年5月21日(水)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581 F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成21年4月24日(金)から平成21年5月13日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式37,640円（設計書1,040円、図面36,600円）（税込）（CD-ROM 有（1枚1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成21年5月13日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
- (8) 閲覧期間 平成21年4月24日(金)から平成21年5月19日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受け付けに「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市役所財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり秋田市立港北小学校屋内運動場増改築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年4月21日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 学校 第6号
- (3) 工事名 秋田市立港北小学校屋内運動場増改築工事
- (4) 工事場所 秋田市土崎港北四丁目6番1号
- (5) 工事概要 敷地面積 31,041.00㎡
構造規模 鉄骨造 平屋建て
建築面積 1,351.47㎡
延べ床面積 1,256.27㎡
- (6) 工事期限 平成22年3月30日(火)
- (7) 予定価格 291,890,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成21年5月20日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成21年5月22日(金)
- (10) 本契約 秋田市議会の議決を得たとき。

- (1) 注 意 事 項
 - ア この入札は電子入札により執行する。
 - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。
- イ 特定建設業の許可（建築工事業）を有すること。
- ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

(3) 代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。
- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年4月27日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式

1 (省略)

イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2(省略))の写し

ウ 施工実績調書(入札に付する工事と同種・同規模程度の工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。)(様式3(省略))

エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4(省略))

オ 誓約書(様式5(省略))

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受け付け

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年4月21日(火)から平成21年4月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市役所財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙

秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年5月12日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成21年5月12日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成21年5月21日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)
電話 018-863-2581 F A X 018-863-6556

(3) 販売期間 平成21年4月24日(金)から平成21年5月13日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式37,020円(設計書1,020円、図面36,000円)(税込)(CD-ROM 有(1枚1,000円))

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成21年5月13日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合

により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)

(8) 閲覧期間 平成21年4月24日(金)から平成21年5月19日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受け付けに「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市役所財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり北部市民サービスセンター(仮称)建築工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年4月21日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 本工事は共同企業体による工事である。

(2) 工事番号 他工 第5号

(3) 工事名 北部市民サービスセンター(仮称)建築工事

(4) 工事場所 秋田市土崎港西五丁目28番1

(5) 工事概要
本体 R C造 3階建て
延べ床面積 5,533.63㎡
建築面積 3,375.95㎡
立体駐車場 鉄骨造 2層3段
延べ床面積 2,657.52㎡
建築面積 1,445.22㎡

(6) 工事期限 平成23年4月25日(月)

(7) 予定価格 1,875,630,000円(消費税別)

(8) 開札予定期日 平成21年5月20日(火)

(9) 仮契約予定期日 平成21年5月22日(金)

(10) 本契約 秋田市議会の議決を得たとき。

(11) 注意事項 ア この入札は電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。
公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。

イ 特定建設業の許可（建築工事業）を有すること。

ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

(3) 代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年4月27日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し

ウ 施工実績調書（入札に付する工事と同種・同規模程度の工事について元請としての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））

オ 誓約書（様式5（省略））

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは

受け付けない。

(3) 申請書等の受け付け

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年4月21日(火)から平成21年4月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市役所財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙

秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年5月12日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成21年5月12日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成21年5月21日(月)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部

秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）

電話 018-863-2581 F A X 018-863-6556

(3) 販売期間 平成21年4月21日(火)から平成21年5月13日(月)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式103,480円（設計書2,680円、図面100,800円）（税込）（CD-ROM 有（1枚1,000円））

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること）により、平成21年5月13日(月)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。（無料）

(8) 閲覧期間 平成21年4月21日(火)から平成21年5月19日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受け付けに「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事

に専任で配置すること。
 (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市役所財政部契約課工事契約担当
 電話 018-866-2165

秋田市公告
 次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加者を
 公募する。
 平成21年4月21日
 秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 業 務 委 託 名	国民健康保険被保険者証更新業務
(2) 内 容	① 国民健康保険被保険者証用紙および更新に関するお知らせならびに被保険者証郵送用封筒の作成 ② 被保険者証のデータ印字および被保険者証と更新に関するお知らせの封入封かん（「国民健康保険被保険者証更新業務委託仕様書」ホームページ掲載のとおり）
(3) 履 行 期 間	契約日から平成21年9月30日まで
(4) 入 札 参 加 要 件	① 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。 ② 過去2年の間に市、(公団等を含む)又は他の公共団体と本業務と同じ業務内容の契約を履行したことがある者であること。 ③ 地方自治法施行令167条の4第1項および第2項各号の規定に該当しない者であること。 ④ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。 ⑤ 公募内容および仕様書で示した内容のとおり本業務の履行が可能である者（入札後に業者側の都合による変更は認めない。）
(5) 入 札 受 付 期 間	平成21年4月21日(火)から平成21年4月30日(木)まで (※土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)
(6) 入 札 受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所市民生活部国保年金課 国保年金資格担当
(7) 指 名 通 知	平成21年5月11日(月)FAXで通知
(8) 入 札 日 時	平成21年5月12日(火) 午前10時
(9) 入 札 場 所	秋田市山王一丁目3番25号 秋田市役所職員研修棟第四研修室
(10) 入 札 保 証 金	入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、本業務の入札要件に該当するときは免除する。
(11) 契 約 日	平成21年5月13日(水) (予定)

(12) 入札内容の補足

ア 上記1(2)の内容①および②は同じ業者が行うこと。また、
 ②の作業は、被保険者証を印字した建物内で行うこと。
 イ 再委託により本業務を行う場合は、入札時に再委託先を
 内定しており、本業務の契約後に再委託先の変更をしない
 こと。
 ウ 資料の配付と質問事項等
 (ア) 仕様書中、別紙1から別紙9の資料の配付および質問
 の受付は、平成21年4月21日から平成21年4月30日の土
 曜日および日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで
 秋田市市民生活部国保年金課において行う。
 (イ) 質問は、質問書の提出により行い、書面により回答す
 る。
 質問書様式については、秋田市ホームページから入手
 のこと。

- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民
 税）
- ・秋田市に納めた固定資産税
 ※消費税がない場合は、直近の営業年度のもの
 ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定
 資産税および個人市民税を口座により納付している場
 合は、納税課で交付する「市民税振替納付済のお知らせ」
 の提出でも可
- (イ) 登記簿謄本
- (ロ) 個人情報保護に関する資格証明書
- (ハ) 契約後、再委託により業務を行う場合は、再委託先の
 個人情報保護に関する資格証明書および営業履歴書
- (ニ) 1の(2)内容①②の各作業ごとの作業計画書（作業施設
 の所在地および所有者を明記すること。）
- (ヘ) 個人情報の輸送について講じている安全対策および輸
 送に関する計画書
- イ 申込書様式
 上記アの(ア)、(イ)、(ウ)の様式については、秋田市市民生活
 部国保年金課ホームページから入手のこと。
- ウ 申込みは持参によることとし、郵送又は電送によるもの
 は受け付けない。
- (2) 入札の無効
 秋田市財務規則第113条の各号に該当する入札は無効とす

2 入札参加申込みに関する事項

(1) 申込書の提出

ア 申込みは、次に掲げる書類を提出する。
 (ア) 公募型指名競争入札参加申込書
 (イ) 営業経歴書
 (ウ) 実績調書
 (エ) 納税証明書（平成20年度）
 ・消費税（税務署で、「未納税額がないこと用（その他
 3）」の発行を受けること。）

- る。
- 3 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。
- (2) 提出された入札参加資格申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- 4 入札に関する注意事項
- (1) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 入札書には、消費税および地方消費税の額に関する課税事業者であるか免税業者であるかにかかわらず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記入すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未

- 満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とする。
- 5 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市市民生活部国保年金課
国保年金資格担当 筒井・佐藤
電話番号 018-866-2097

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 4月21日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は、下記のとおりである。

業 務 名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
小中学校複写機の複写料金単価	小中学校に設置する複写機の複写料金単価	平成21年 6月 1日～平成22年 3月31日	① 秋田市内に本店、支店、営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ② 租税に滞納がないこと。 ③ 複写機の複写料金単価契約が可能なる者であること。 ④ 複写機の保守サービスが可能なる者であること。

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年 5月14日(木) 午前 9時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成21年 5月15日(金)
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 5月 7日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 営業経歴書（様式2（省略））
- ウ 複写機の保守サービス体制調書（様式3（省略））
- エ 納税証明書

- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
- ・秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書）
- ※有効期限 3箇月以内
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成21年 4月21日(火)から平成21年 5月 7日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで
- イ 受付場所
秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 3階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- ウ 申込用紙
秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年 5月

- 11日(月)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年 4月21日(火)から平成21年 5月 7日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 3階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1項第 5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成21年 4月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市山王六丁目11番24号
有限会社エムズ・アシスト
取締役 藤 嶋 操

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教ス 第64号 八橋運動公園除草業務委託	秋田市八橋運動公園地内	契約日から 平成21年10月31日 まで	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 過去 5年間に於いて、同規模の業務を受託していること。
教ス 第65号 北野田公園除草業務委託	秋田市北野田高野字小高地内		

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の 4の規定に該当しないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年 5月20日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年 5月26日(火)予定
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 道路位置指定箇所
秋田市川尻上野町290番 5
- 3 道路幅員 4.01~4.02メートル
- 4 道路延長 34.90メートル
- 5 指定年月日および番号
平成21年 4月21日 第 1号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により、農用地利用集積計画（平成21年度第 1号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成21年4月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成21年 4月27日から平成21年 5月20日まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時30分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 4月28日

秋田市長 穂 積 志

- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 5月14日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））
- イ 業務受注状況調（様式 2（省略））
提出期日現在までの業務受注状況
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受け付け
申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成21年 4月28日(火)から平成21年 5月14日(木)までの土曜日および日曜・祝日除く毎日午前 9時から午後 4時まで
- イ 受付場所
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
- ウ 申請用紙
秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホーム

ページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年5月18日(月)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間
平成21年4月28日(火)から平成21年5月14日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
住所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階

6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年4月30日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所
ア 名称 株式会社グローバルホテルグループ
代表取締役 松本 義弘
住所 東京都中央区京橋一丁目9番10号
フォレストタワー京橋2階
イ 名称 株式会社藤木
代表取締役 藤木 啓二
住所 秋田県秋田市大町二丁目2番11号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
ア 名称 ファッションアベニューAD
イ 所在地 秋田市大町二丁目2番11号
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
別表（省略）のとおり
- (4) 変更年月日 平成21年4月12日
- (5) (3)の変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

別表（省略）のとおり

- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,454㎡
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の位置および収容台数

位 置	収容台数
大町パーキング	50台
大町パーク24	30台
大町ニューシティ第2駐車場	110台
計	190台

(イ) 駐輪場の位置および収容台数

位 置	収容台数
駐輪場1	30台
駐輪場2	10台
計	40台

(ウ) 荷さばき施設の位置および面積

位 置	面 積
荷さばき施設	104㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置および容量

位 置	容 量
廃棄物等保管施設	36.5㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

位 置	利用可能時間帯
大町パーキング	24時間
大町パーク24	
大町ニューシティ第2駐車場	

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数および位置

位 置	出入口の数
大町パーキング	各1箇所
大町パーク24	
大町ニューシティ第2駐車場	

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	24時間

2 届出年月日 平成21年4月10日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成21年4月30日～平成21年9月1日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第1号	新品メーター購入 (13mm~150mm)	秋田市上下水道局	平成21年8月7日(金)	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年4月21日(火) 午後2時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室(庁舎 裏)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約日 平成21年4月23日(木)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 東北地方に本社、支店又は営業所等を有する者であること。

(2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成21年4月14日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成21年4月3日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))

(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年4月3日(金)から平成21年4月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成21年4月3日(金)から平成21年4月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年4月3日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単価 第22号	仁井田・豊岩浄水場 水道用 ポリ塩化アルミニウム（PAC）購入	秋田市上下水道局 仁井田・豊岩浄水場	契約日から平成22年3月31日まで
単価 第23号	仁井田・豊岩浄水場 水道用 次亜塩素酸ナトリウム購入		
単価 第24号	仁井田・豊岩浄水場 水道用液体 苛性ソーダ購入		
単価 第25号	雄和浄水場 水道用 ポリ塩化アルミニウム（PAC）購入	秋田市上下水道局 雄和浄水場	
単価 第26号	雄和浄水場 水道用 次亜塩素酸ナトリウム購入		
単価 第27号	雄和浄水場 水道用 ソーダ灰購入		
単価 第28号	八橋下水道終末処理場 次亜塩素酸ソーダ購入	秋田市上下水道局 八橋下水道終末処理場	
単価 第29号	八橋下水道終末処理場 高分子凝集剤購入		

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年4月21日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 裏）
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年4月23日(木)
- 入 札 金 額 入札書には、1kg当たりの価格を記載すること。
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載できる金額は銭単位までとする。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年4月14日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成21年4月3日(金)から平成21年4月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年4月17日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年4月3日(金)から平成21年4月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書は、返却しない。
 - (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年4月10日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限
第2号	秋田市型マンホール蓋（枠付き） 購入	秋田市檜山登町12-43 （秋田市下水道川口汚水中継ポンプ場内指定場所）	平成21年7月2日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
次のすべてを満たすこと
ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

- (3) 申込書の受け付け
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間
平成21年4月10日(金)から平成21年4月21日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書・入札書・委任状等
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年4月28日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 北側）
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成21年4月30日(木)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年4月24日(金)に通知する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年4月21日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年4月10日(金)から平成21年4月27日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。
平成21年4月10日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履 行 場 所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第75号	流域下水道流入水 水質調査	秋田市寺内字蛭 根地内 他10箇所	契約日から平成 21年12月18日ま で	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 計量証明事業者の登録（事業区分濃度）をしており、秋 田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 過去に秋田県内の流域下水道流入水等において水質分析 の業務実績があること。 （基本的要件については別に記載）

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年4月28日(火) 午前11時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館
 二階 会議室（庁舎 北側）
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100
 分の5以上の金額を納付すること。
 契 約 日 平成21年4月30日(木)
 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
 ること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
 た金額に当該金額の100分の5に相当する額
 を加算した金額（当該金額に1円未満の端数
 があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
 を落札価格とするので、消費税および地方消
 費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
 ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
 相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
 札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人い
 上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
 定する。

(ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
 (イ) 契約実績調書（様式2（省略））
 (ウ) 計量証明事業の登録されていることを証する書類の写
 し
 (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日
 を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）
 (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証
 明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
 (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
 受け付けない。
 (3) 申込書等の受け付け
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成21年4月10日(金)から平成21年4月21日(火)
 までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後
 4時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手
 すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 租税に滞納がないこと。
 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であ
 ること。
 (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全である
 と認められる者でないこと。
 (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でな
 いこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成21年4月21日(火)までに、
 次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査
 のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。
 また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入
 札保証金を免除する場合がある。
 ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方
 (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
 (イ) 契約実績調書（様式2（省略））
 (ウ) 計量証明事業の登録されていることを証する書類の写
 し
 イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 (1) 閲覧期間は平成21年4月10日(金)から平成21年4月27日(月)ま
 での土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時
 までとする。
 (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
 6 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を
 公募する。

平成21年4月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号	委託業務名	履 行 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第79号	浄水場・配水場草刈業務委託	浄水場、配水場等施設	契約日から 平成21年10月30日まで	造園工事A級 (基本的要件については別に記載)
第80号	送配水管路敷地草刈業務委託	仁井田新中島地内 他	契約日から 平成21年11月27日まで	造園工事A級 (基本的要件については別に記載)
第81号	下水道敷地草刈業務委託	草生津川左岸1号幹線敷地 他	契約日から 平成21年9月30日まで	造園工事B級 (基本的要件については別に記載)
第82号	秋田市上下水道局敷地内樹木育成管理業務委託	秋田市上下水道局敷地内	契約日から 平成22年3月31日まで	造園工事B級 (基本的要件については別に記載)
第83号	八橋下水道終末処理場 樹木・芝生保守管理業務委託	八橋下水道終末処理場敷地内	契約日から 平成22年3月24日まで	造園工事B級 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で「造園工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から造園工事のA級又はB級に等級格付されている者という。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年5月12日(火)
 - ・委託第79号 午前10時00分
 - ・委託第80号 午前10時15分
 - ・委託第81号 午前10時30分
 - ・委託第82号 午前10時45分
 - ・委託第83号 午前11時00分
- 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年5月14日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決

定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年4月30日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間
平成21年4月17日(金)から平成21年4月30日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年5月8日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年4月17日(金)から平成21年5月11日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を

公募する。

平成21年4月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第84号	検満メーター取替業務委託 (1工区)	金足・下新城・上新城・ 飯島・土崎他	平成21年12月21日	・水道施設工事A級又はB級 ※入札参加申込みは、1社1業務とする。 (重複不可) (基本的要件については別に記載)
第85号	検満メーター取替業務委託 (2工区)	泉・保戸野・將軍野・寺 内・濁川他	平成21年12月21日	
第86号	検満メーター取替業務委託 (3工区)	川尻・川尻町・八橋・向 浜・下浜他	平成21年12月21日	
第87号	検満メーター取替業務委託 (4工区)	高陽・山王・川元・旭北・ 旭南・大町他	平成21年12月21日	
第88号	検満メーター取替業務委託 (5工区)	新藤田・旭川・手形山・ 手形・柳田他	平成21年12月21日	
第89号	検満メーター取替業務委託 (6工区)	仁井田・上北手・御野場・ 河辺・雄和他	平成21年12月21日	

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で「水道施設工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事A級又はB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

mmから200mm及び各口径の遠隔メーターについては、13mmを1.00とし各口径毎の指数を乗じたものを契約単価とします。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年5月13日(水)

- ・委託第84号 午前10時00分
- ・委託第85号 午前10時15分
- ・委託第86号 午前10時30分
- ・委託第87号 午前10時45分
- ・委託第88号 午前11時00分
- ・委託第89号 午前11時15分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室(庁舎 裏)

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年5月15日(金)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 入札については、口径13mmのメーター取替業務のみとし、契約単価を決定します。(20

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年4月30日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成21年4月17日(金)から平成21年4月30日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年 5月 8日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年 4月17日(金)から平成21年 5月12日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

委託番号	委 託 名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第93号	漏水調査業務委託	秋田市内（局が指定した所）	平成21年11月30日	3に記載

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年 5月19日(火) 午後 2時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 北側）
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5以上の金額を納付すること。
- 契 約 日 平成21年 5月22日(金)
- 注 意 事 項
 - (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決

田市条例第19号）第 5条の規定に基づき、平成21年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年 4月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

上北手大戸字堀ノ内、金足追分字海老穴、下新城中野字琵琶沼、飯島字葉師田、飯島川端一丁目、外旭川字中谷地、外旭川字小谷地、土崎港西一丁目、外旭川字八幡田、添川字境内川原、広面字近藤堰越、広面字堤敷、手形字山崎、広面字家ノ下、手形字西谷地、東通一丁目、新屋豊町、新屋天秤野、榎山古川新町、榎山南新町下丁、牛島西一丁目、上北手百崎字石川、上北手荒巻字荒巻、横森二丁目、仁井田福島一丁目、仁井田字大野、豊岩石田坂字九十田、浜田字館ノ丸、浜田字館ノ前、新屋前野町、四ツ小屋末戸松本字地藏田、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、四ツ小屋小阿地字柳林、桜一丁目および河辺和田字岡村の各一部（別添図面（省略））に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6の規定により公告する。

平成21年 4月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 定する。
- 3 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
 - (2) 過去に地方自治体に対し、漏水調査の業務実績があること。
 - (3) 租税に滞納がないこと。
 - (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - (5) 地方自治法施行令第167条の 4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- 4 入札参加申し込みに関する事項
 - (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 5月12日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
 - ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方
 - (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
 - (イ) 実績調書（様式 2（省略））および契約書等の写し
 - イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方
 - (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
 - (イ) 実績調書（様式 2（省略））および契約書等の写し

- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成21年 4月24日(金)から平成21年 5月12日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は平成21年 4月24日(金)から平成21年 5月18日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 4月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託業務名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第90号 電気防食装置保守点検 業務委託	手形山送水管 他18箇所	平成21年 9月30日	次の①～③の要件を満たしていること。 ① 秋田市財政部契約課に電気工事で登録していること。 ② 電気防食工事の施工実績および電気防食装置の保守点検等の実績があること。 ③ 社団法人日本防錆技術協会認定の「防錆管理士」（施設防食科）の資格者を配置できること。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 電気工事について資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること（「防錆管理士」と兼務可）。

- を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年 5月19日(火) 午後1時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 北側）
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年 5月22日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 5月12日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））（契約書の写しと施工内容が客観的に分かる資料を添付）
 - ウ 配置予定技術者の資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間

平成21年 4月24日(金)から平成21年 5月12日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年 5月15日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第95号	水道週間PRイベント会場設営等委託	秋田駅前アゴラ広場他	平成21年 6月 7日(日)	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年 5月18日(月) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号

秋田市上下水道局 別館
二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約日 平成21年 5月20日(水)

- 注意事項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市内に本社を有する者であること。
- (2) 秋田県内においてイベントの開催又はイベント会場の設営業務等の元請実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であ

- (1) 閲覧期間は平成21年 4月24日(金)から平成21年 5月18日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成21年 4月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

ること。

- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 5月12日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
- (イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
- (イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年 4月24日(金)から平成21年 5月12日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成21年4月24日(金)から平成21年5月15日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第92号 ポンプ場計装設備点 検業務委託	桜ポンプ場 他8箇所	平成21年9月30日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 秋田県内の水道施設（浄水場・ポンプ場他）で、計装設備工事および計装機器点検業務の元請実績があること。 （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
 - オ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成21年5月19日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 北側）
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年5月22日(金)
- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年4月24日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年5月12日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格証の写し
 - (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
平成21年4月24日(金)から平成21年5月12日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
- ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年 5月15日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年 4月24日(金)から平成21年 5月18日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第91号 仁井田浄水場 高速沈殿池清掃点 検業務委託	秋田市上下水道局仁井田浄水場 (秋田市仁井田字新中島221番地 2)	平成21年12月25日	次の①～③の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事 A級 ② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を配置できること。 ③ 秋田県内の浄水場における水処理設備の施工、点検又は整備の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で「機械器具設置工事 A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事の A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- オ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として本業務に配置できること(「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」と兼務可)。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年 5月19日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室(庁舎 北側)
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年 5月22日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5に相当する額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 4月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 5月12日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式 1(省略))
イ 施工実績調書(別記様式 2(省略))および契約書等の写し
ウ 配置予定技術者の資格証の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間
平成21年 4月24日(金)から平成21年 5月12日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで
イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙
秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年5月15日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成21年4月24日(金)から平成21年5月18日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

